

第7回教育委員会定例会会議録

平成23年7月26日（火）

場所：国立市役所教育委員会室

出席委員	委員	長	佐藤路子
	委員長職務代理者		米田雅子
	委員		中村雅子
	委員		嵐山光三郎
	教育長		是松昭一
出席職員	教育次長		兼松忠雄
	教育庶務課長		武川芳弘
	学校指導課長		渡辺秀貴
	生涯学習課長		小林孝司
	給食センター一所長		村山幸浩
	公民館長		石田進
	図書館長		森永正
	指導主事		市川晃司
	指導主事		窪田香

国立市教育委員会

午後2時00分開議

○【佐藤委員長】 皆様、こんにちは。夏の甲子園を目指して、全国高校野球選手権の地方大会が行われています。福島でも今月13日、3校合同チームを含めた89校、87チームが参加し、福島大会が開幕しました。放射線対策の1つとして、選手がグラウンドにいる時間を短くするために入場行進をとりやめ別の形にしたり、試合が行われる全球場で早朝、放射線量を測定し、基準を超えた場合は全試合が中止となる異例の大会だそうです。

そうした中、開会式では代表の選手が震災後の4カ月を振り返り、「嫌な思いをする一方、本当にうれしく感動にあふれた人々との触れ合いもあった」と話し、「この特別な夏を89校の仲間たちとともに、支え合う夏、助け合う夏、思いやる夏、日本一熱い夏にすることを誓います」と力強く選手宣誓をしたと報道されていました。幾多の困難が続く中で、この不安な状況が少しでも早く改善、収束に向かうよう願わずにはられません。

これから平成23年第7回教育委員会定例会を開催します。

きょうの会議録署名委員を中村委員にお願いします。よろしいでしょうか。

○【中村委員】 はい。



○議題（1） 教育長報告

○【佐藤委員長】 それでは、最初に、教育長報告をお受けします。

是松教育長、お願いいたします。

○【是松教育長】 それでは、第6回定例会が開催されました6月29日から昨日7月25日までの教育委員会の主な事業についてご報告申し上げます。

6月29日水曜日に、市教委で第一小学校を学校訪問いたしました。その後、夕方から定例会を開催したところでございます。

6月30日木曜日、小中連携推進協議会を開催いたしました。

7月1日金曜日には、特別支援学級教科用図書審議会が開催されております。

7月5日火曜日に、小学校5年生、中学校2年生の全児童・生徒を対象として、都内全校で東京都の学力調査が実施されております。

7月6日水曜日に、教育委員会で第六小学校を学校訪問いたしました。

7月7日木曜日に、校長会を開催いたしました。

7月8日金曜日には、給食センター献立作成委員会を開催いたしました。同日、中学校の教科用図書審議会が開催されております。

7月12日火曜日に、副校長会と公民館運営審議会を開催いたしました。

7月13日水曜日に、東京都市教育長会が開催されました。教育長が出席いたしました。

7月15日金曜日、第68回国民体育大会の国立市実行委員会総会が芸術小ホールで開催されました。

「第68回国民体育大会」という名称が、これは東京大会でございますけれども、「スポーツ祭東京2013」という名称に変わりましたので、同日の総会において実行委員会の名称を「スポーツ祭東京2013国立市実行委員会」というふうに変えております。同日でございますが、国の文化審議会が谷保の本田家住宅の主家・薬医門を国登録有形文化財に登録することを文部科学大臣に答申しております。

7月19日火曜日に、1学期の給食が終了いたしました。同日、特別支援学級教科用図書審議会が開かれております。同日の夜には社会教育委員の会が開催されました。

7月20日水曜日に、国立市立の全小中学校におきまして1学期が終業いたしております。

7月21日木曜日に、国立市の実践教育研修会の全体会が芸術小ホールで開催されました。同日、図書館協議会と体育指導委員会を開催しております。

主な事業の報告は以上でございますが、前回に引き続きまして若干東京電力の福島第一原子力発電所事故に伴うその後の放射能対応等について、教育委員会の動きをご報告申し上げます。

まず、市立小中学校の空間放射線量の測定でございますが、先に1回測定を行ったところでございますが、引き続き東京都からお借りしておりますシンチレーション式サーベイメータによる機器を用いまして、各校がその機器をリレーする形でモニタリング的な放射線量の測定を行っております。7月13日から22日の間で各校でリレー式にはかかってまいりました。結果としては、ほとんど0.10以下でございますが、第八小学校と第三中学校において0.12、0.10という数値であったところがございますが、いずれにしても許容範囲の数値であるということでございます。なお、今後また必要に応じて、おおむね1カ月ごとにこの測定を繰り返していくということになっております。

それから学校プールの放射性物質の測定でございますが、6月29日に全市立小中学校のプールの水を採取いたしまして分析機関へ送付いたしました。7月5日に検査結果報告が上がってまいりましたが、放射性ヨウ素131、セシウム137、134とも不検出でございました。プールの放射性物質測定につきましても今後、市民向けプールの開放時、4校を使って開放いたしますけれども、4校のプール水、それから夏休み後半に子どもたちの水泳指導が開始されますので、後半時にすべての学校において再度検査をする予定でございます。

続きまして、学校給食食材の放射性物質の測定でございますが、野菜等のサンプリング測定を実施いたしました。茨城県産のナガネギ、同じく茨城県産のミズナ、青森県産のピーマンの3検体につきましてサンプリングの測定を行いました。ヨウ素、セシウムとも検出せずということでございます。

また、牛乳の測定でございますけれども、既に群馬県のほうで東毛酪農業協同組合の原乳について放射性物質の測定を行って不検出ということございましたが、東毛酪農業協同組合みずから自主検査を実施して報告が届いております。その報告によりましても、放射性物質について不検出という結果をいただいているところでございます。

それからそれぞれの給食物資につきましては、7月使用予定分から各納入物資の産地の各自治体において行っております放射性物質の測定結果を常にインターネット等で入手して、その結果も含めて一覧表にして保護者等へ情報提供をしているという状況でございます。

それから市内の生産野菜の測定につきましては、新たにコマツナ、キュウリ、ジャガイモを国立市独自でサンプリング測定をいたしました。これもヨウ素、セシウムとも不検出という結果でございました。

なお、給食センターでのサンプリングですけれども、今後、野菜を中心に引き続き給食物資の放射性物質の測定を行っていく予定をしております。また、牛乳につきましても引き続き業者のほうに定期的な実施検査の要請をしているところでございます。

それから昨今、わらに含まれた放射性物質で飼育された牛の肉について、大分報道がにぎわっておりますけれども、国立市においては、学校給食において牛肉は使用しておりませんし、今後も使用する予定ございませんので、この点については直接的な問題はないというふうに考えているところでございます。

今、申し上げたような情報につきましては、ホームページに掲載するとともに、学校や給食センタ

一からおの保護者に情報提供しているところでございます。

放射能に関するその後の対応については以上でございます。

○【佐藤委員長】 教育長報告が終わりました。ご意見、ご感想などございましたらお願いします。
米田委員。

○【米田委員】 それでは今、教育長から報告ありました1カ月間の行事の中で参加させていただいたものの幾つかをお話ししたいと思います。

7月6日水曜日、六小の市教委訪問がありました。大変暑い日でしたが、先生方、児童、頑張って授業に取り組んでおりました。六小の場合には、校庭の前に矢川が流れるという非常に自然環境のいいところで、ことしの目標としては、すべて、先生たちも子どもも含めて、そして保護者も含めて学校を学ぶ場にしようという、そういう意気込みで1年間の計画を立てて取り組んでおりました。環境教育ということで、学校の中の展示なども非常に5年生、6年生がつくった美術作品をきれいに飾ってあったりして、大変きちっとした展示がなされておりました。それから特に読書に力を入れていращやるとということで、読書週間ということも設けておりましたが、それ以外にも先生たちが子どもたちにお話の会をするというようなこととか、あと4年生が保育園に行つて幼児に読み聞かせをするなどというようなこともやっていращやるとのことでした。

授業に関しては、学校指導課のほうの指導がかなり徹底してきていまして、授業改善の視点というものを各先生方が非常に自覚的に意識して授業を進めていращやりました。それと低学年の場合には授業規律ということで、授業の受け方、挙手の仕方、声の大きさ、そういったことを丁寧にその場その場で先生たちが対応して指導していращやりました。それと比較的どの教室も、例えば図工の時間に、専科の先生だけではなくに受け持ちの先生が参加して立ち会ったりとか、あとスマイリースタッフの方がいらしたりとか、あと教育実習生の方がいらしたりということで、比較的複数の先生が同時に教室にいらして児童に対応していたというようなことがありました。

午後の研究授業は、校庭でベースボール型のティーボールというのをしました。非常に暑いときでございましたけれども、高め合い、認め合う体育学習ということで、校庭で新しく考えられたティーボールを子どもたちが一生懸命ルールを自分たちで工夫しつつ、勝負事ですので得点を競い合うということで楽しく頑張つてやっておりました。そして認め合うということで、いいプレーが出た場合には、ほかの子がそれを励ましたりという、そういうようなことで認め合うということも考えながら行われている授業でした。研究協議会でも先生たちが非常に熱心にその授業をごらんになって、そして子どもたちのいいところ、それからこれからの方向性、そしてルールを少しずつ高度化していったらどうかというような意見も出されて、非常に研究授業も盛り上がりつて終わりました。

それともう1つは、7月21日、芸術小ホールで行われた国立市の実践教育研修会の全体会ということのご報告を少しさせていただきます。

国立市においては、小中連携ということで小中の先生が必ずどこかの分科会に入つて実践教育、授業をやりながら深めていくということ始めてことしで10年の節目を迎えたそうです。最初に教育長があいさつなさつて、「この10年の節目に、またさらに新たな出発を」ということをお話しなさつていました。また、校長会の会長も、「この実践教育は国立の財産であつて、基本はよい授業、それから子どもにとってわかる授業を目指すのだ」ということをお話しなさつていました。

次に、基本提案、基調提案ということで市川指導主事が、これからの国立市の授業を目指す方向性ということ、問題解決的な学習のあり方ということを非常に丁寧に先生方にお示ししてました。

そしてその後、模擬授業ということで三小の理科の高木先生が60分間、初年度や2年度の先生たちが生徒役になりまして、本当に授業が行われているというようなやり方で模擬授業が展開されていました。高木先生が教科書を使うということの以前に、その子どもに最初にどういう形で興味を持たせるかということに非常に力を入れていらして、振り子をつくって実際に1秒間で1往復する振り子をつくるにはどうしたらいいかということグループ別に生徒役の先生たちにいろいろやらせていて、どういうところを工夫したかというようなことを聞いたり、さらには、1秒で1往復するということをはかるのは、誤差も出てくるから3往復で3秒ということをやってみようとか、子ども役の先生からそういふ提案がある場合はそれでいいわけですが、提案がない場合には先生がそれを導くというような形での授業の最初の動機づけということを非常に詳しく実例を示してやっていただきました。

そして問題として、仮説を立てて、そして3秒間で3往復するためにはどうしたらいいか、どういう条件がいいかというようなことに興味を持って考えさせた。そして、それぞれのグループがそれをやって、それで何とかそれぞれのグループが3往復を3秒間でやるという振り子をつくり上げたというようなことをしていました。

途中で少しずつ時間を区切って、ここではどういうところが中心に指導すべきかというようなことも含めて、60分間でこういう形で授業すると子どもたちも興味を持つし、そして子どもたちの気づきを中心としながら授業が進められていくのだという、本当にお手本を示していただいたということで大変興味深く拝見しておりましたし、若い先生たちも本当にそういう授業をごらんになって、自分のこれからの授業力を上げていくのに役に立ったのではないかなと思いました。

その後、講演ということで聖徳大学の教授の廣嶋先生、この先生は国立市教育委員会の評価者の1人でありましたが、きょうの授業をごらんになって、これからの目指すべき授業とはということでもまったお話をしてくださいました。

このように国立市の小中の先生方のほとんどの方が参加なさって、そして模擬授業を体験することによって、これから国立市が目指す問題解決型の学習のあり方の実例というものを学習できたということが大変意義があったことだなどと思いました。

それと2つほど質問をさせていただきたいのですが、1つは、7月12日に公民館の運営審議会の開催があったということでございますが、この運営審議会が出た話題とか、さらには問題点ということがあればお聞かせください。

それからもう1つ、大変うれしいこととして、7月15日に国の文化審議会が本田家の住宅と薬医門を国の登録有形文化財に登録答申されたということで、これはどういう形でこれから実現していくのか。そして実現した場合には、国立市としてどのようなバックアップが必要なのかということも含めてお話しいただければと思います。

以上です。

○【佐藤委員長】 では、質問が2点出ましたので、初めに石田公民館長、お願いします。

○【石田公民館長】 7月12日の公民館運営審議会において議論されたことがどういうかということで、議題としましては、現在、平成23年3月に公民館長の諮問を受けまして、公民館図書室の管理運営について諮問が行われておりますので、それを9月末の答申に向けて今、議論しているところでございます。内容としましては、公民館図書室のあり方ですとか、それから意義、それから今まで過去の経緯など資料をもとに説明をして、今後ワーキンググループ等を作成して9月末に向けて答申を進めているところですが、若干、状況としてはややおくれがちの状況でございます。

主に今の諮問と、ほかに報告事項としましては、「公民館だより」の運営審議会編集研究委員会の報告がありまして、社会教育委員の会の報告や連絡事項等が行われました。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 では次に、国の文化審議会が国登録有形文化財に登録答申をした件で、今後について質問がありました。

小林生涯学習課長、お願いします。

○【小林生涯学習課長】 以前少しお話をさせていただいたのですが、本田家につきましては、昨年、建造物としての国の登録、有形文化財の申請をしていたものです。それが先ほど教育長からもお話がありましたように、7月15日、文化庁の文化審議会文化財分科会が開催されて、その中で審議、議決を経て、本田家の登録というものが文部科学大臣のほうに答申が行われたというものです。この答申の中に本田家の特徴的なものということで記述がありましたので、それを少し紹介しますと、「当本田家は下谷保村の名主を務めた旧家で、甲州街道に面した敷地の南東隅に薬医門、中央南寄りには入母屋造の主屋を配する。もと名主の格式を伝える大型の近世の民家」というふうにあります。

こちらの答申を受けまして、担当としては、この本田家について、江戸の中期に建てられたものとして現存するものとしては本当に貴重な珍しいものということがありまして、当初、東京都の指定を受けていきかけたのですけれども、まずは国の登録からという話がありましたので、ここでまず国の登録を受けられましたので、担当としては今後、本田家の中にあるいろいろな文化財の調査も含めた中で、東京都の指定を目指していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○【佐藤委員長】 よろしいでしょうか。

○【米田委員】 ありがとうございます。

○【佐藤委員長】 ほかにいかがでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 私も2校の学校訪問について感想を述べたいと思います。

6月29日は第一小学校、7月6日には第六小学校に行きました。個々の授業の様子等については、その学校で感想を申し上げてきたのですが、研究授業は両方の学校で体を動かす体育で、一小ではダンス、六小ではティーボールという授業でした。どちらも子どもたちが、自分たちでどういうダンスをつくっていくか、ティーボールでは自分たちで作戦を練ったり、どのようにしたらうまく練習できるかということを考えながらやっていたところが非常にすばらしかったと思いました。そして、そういうことが可能になるための先生の働きかけが非常に重要だと思いました。体育ですと、子どもたちがどのように動いているかとか協力しているかとか、そういうことが実際に見えやすいと思うのです。教室で座ってやっている授業の中でも、どれだけ子どもたちが本当に頭が働いているか、協力しているか、感じたり表現したりしているもの、そういうことを工夫しながら進めていってほしいと思っています。

それにつけても、いつも考えるのですが、子どもを評価する視点ということで「関心・意欲・態度」というのが導入されてからもう10年以上たつと思います。しかし、私は、それを個々の子どもの属性のように、「子どもの関心・意欲・態度を評価する」ということがどうしてもまだ納得できないところがあります。関心・意欲というのをどのように生かしたり引き出しているかというのは、むしろ先生のほうに属する評価の視点ではないかと思っています。その子どもたちがどのように関心や意

欲を持って生き生きと学んでいたかということ、こちらとしては見て評価しますが、それは子どもの評価ではなく先生の評価ではないかと私は思っています。もちろん両方であると思うのですが、子ども、関心や意欲という項目こそ、子どもの点数ではなくて先生が自分の授業を評価する際の指標として注目してほしいところだと考えています。

1つ質問ですが、7月8日、給食センター献立作成委員会ということで、先ほども教育長が話されたように、国立市では多分予算の問題も少しあり、それから狂牛病やO-157ということもあり、長年牛肉は使ってきていませんでした。それで、こういうときにも少し安心だったと思うのですが、ほかにも給食センター献立作成委員会において、今後の献立のつくり方や食材について、特に放射能等のかかわりで、幸い不検出というデータが出ていますけれども、話題になったかどうかを教えてください。

○【佐藤委員長】 村山給食センター所長、お願いします。

○【村山給食センター所長】 7月8日に行いました献立作成委員会の会議の席上の中では、先ほど教育長がお話したようなことの内容を、私のほうから現状の取り組みということで、冒頭に説明した経過もありましたので、特段そういうようなご意見などいただく場面はございませんでした。ですから具体的には、栄養士がある程度作成いたしました9月分の献立をもとに、ご審議をいただいたという内容でございました。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 よろしいでしょうか。

○【中村委員】 はい。

○【佐藤委員長】 ほかにはいかがでしょうか。

私も感想を2点お話しします。

スポーツ祭東京2013国立市実行委員会総会につきましては、お忙しい中、また、猛暑の中を大変大勢の方に出席をしていただきました。このスポーツ祭は、各関係機関の協力なくして開催することはできませんので、多くの方にご参加をいただいて大変に心強く思いました。

それから国立市の実践教育研修会全体会につきましては、先ほど米田委員からも報告がありましたので感想ですが、10年目を迎え、研修に臨まれた先生方の姿を見て感慨無量でした。この実践研が子どもたちにとってわかる授業、それから小中連携の具体的な取り組みとして先生方の触発の場であるように、また、子どもたちの学力向上、それから心の成長につながる、そのような研修であるようにと願っています。

質問が幾つかあるのですが、初めに学校指導課関係の質問が3点あります。

1点目は、6月30日の小中連携推進協議会についてです。その内容や、行うに当たっての工夫点などありましたらお願いします。

それから2点目は、国立市実践教育研修会の全体会について、学校指導課の立場でお話があればお願いします。

それから3点目は、熱中症の予防と対策についてです。教育長報告にもありましたが、7月20日、無事に1学期が終了しました。6月から猛暑が続く中で、各学校では熱中症の予防、あるいは対策に大変努力をしていただいたと思います。既に夏休みに入っているわけですが、小学生は夏季水泳指導、それから中学生は部活動もあります。特に部活動は、顧問の教員だけではなく外部指導員、あるいは場合によっては保護者の引率というのも考えられると思います。1学期の対応を含めて夏休み期間中、

それから2学期に向けての対応等ありましたらお話を伺いたいと思いますので、まずその3点をお願いいたします。

では、窪田指導主事、お願いします。

○【窪田指導主事】 それでは、1点目の質問の国立市の小中連携の点についてお話いたします。

国立市の小中連携については、小中合同で行っている実践研修会、また、生活指導主任会、教務主任会といったような主任の連携ですとか、小中で合同で行っております校長会、副校長会といった管理職の連携等さまざまな場面で機会をとらえて行っているというところです。その1つとして、6月30日に小中連携推進協議会を行いました。

この内容なのですがけれども、ことしは会場を国立第三小学校、第四小学校、第六小学校、第七小学校ということで、3中学校と残りの小学校も会場校に集まりまして、まず授業を見た後に、その後に分科会を持つというような内容になっております。

ことし工夫した点といたしましては、分科会のテーマについて細かく最初に考えておきまして、それを先生方に事前にお渡しして、よく考えた上で協議会に参加していただくという工夫をいたしました。分科会のテーマについては、学習指導、生活指導、それから教育課題ということで分かれていますのですが、ことしは「子どもが主体的に取り組む学習活動の工夫」ということで、主体的に学ぶ授業形態について小中で考えてみたりとか、「基礎・基本定着のための指導」ということで、家庭学習の方法、それから宿題の出し方のような内容、また、生活指導のところでは「問題行動の未然防止、指導について」ということで、いじめや不登校について、また、第3分科会のところでは道徳教育ですとか、それから「心を育てる取り組み」ということで日常的に取り組んでいる内容、また、「小中連携のあり方」ということで、今、行われている小中連携の行事、例えば朝礼訪問、合唱コンクールの見学とか、そういったものを見直してみようという形で、分科会のテーマを詳しく具体的に決めた上で話し合いをいたしました。

分科会によって話されている内容は異なるので、成果を一言で申し上げるのはなかなか難しいのですが、小中学校の先生方が直接顔を合わせて生の声を聞きながら具体的に様子を伝え合えるというところ、それから小中連携の重要性について再認識できたということが成果だと思います。今後、小中連携協議会で話された内容を生かして、一層の連携を進めていきたいと考えております。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

では次に、市川指導主事、お願いします。

○【市川指導主事】 私は、実践教育研修会全体会の点についてお話をさせていただきます。

今年度、学校指導課では、授業改善、その中でも特に問題解決的な学習の推進について重点として取り組んでいます。これは問題解決的な学習とは一体何だということになるわけですがけれども、簡単に言いますと、先ほど中村委員がおっしゃったように、教師の一方的な教え込みではなくて、児童・生徒が課題意識を持ち、意欲的・主体的に学習に取り組む中で、基礎的・基本的な内容というものがあると思うのですが、それと同時に思考力・判断力・表現力を身につけさせる、そういった学習を問題解決的な学習ととらえて、これを4月から推進しています。

今まで校長会や市教委訪問等で、こちらのほうから繰り返し繰り返しお話をさせていただきました。ただし、全教員が共通理解していたかということ、やはりそこは課題ではないかと思っていますので、7月21日の全体会が1つのきっかけとなって非常によかったなと思っています。今後は、特に指導主

事中心に学校に積極的に行かせていただきまして、価値づけをしていく必要があるととらえています。
以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

それでは、窪田指導主事、お願いします。

○【窪田指導主事】 熱中症につきましてですが、国立市のほうでは国や都の通知を受けまして通知をいたしておりますし、また、国立市としての通知をする等対応してまいりました。また、校長会や副校長会などでも対応をお願いするということをしております。

生活指導主任会では各校の取り組みを情報交換いたしました。水筒を用意する、それから学校でクーラーボックスを用意する等、また、中学校では体育着などの軽装を推進する等工夫した取り組みが行われております。2学期もまだ暑い日が続きますので、引き続き熱中症による事故が起こらないように未然に防止を図っていきたいと思っております。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

生涯学習課に3点、それからほかに1点お聞きしたいことがあるのですが、まずスポーツ祭東京2013国立市実行委員会総会の内容と進捗状況について、共通認識したほうがよいことをご報告いただきたいと思えます。

次に、文化財についてなのですが、今回の震災で各地の文化財に甚大な被害があったと報道されています。図書館、博物館等も含めた施設が16都県で408件、国指定登録の文化財が19都県で568件という数だそうです。ハード面を含めて決して万全とは言えない日本の文化財に対する災害対策が明らかになったという指摘があるのですけれども、そうした中で、例えば地方で古文書の劣化対策として、1枚1枚の古文書をデジカメで撮影をしてデータを保存しているところもあって、内容だけは喪失を免れたケースもあったと新聞で見ました。文化財という非常に取り扱いの範囲が広いのですけれども、国立市のそうした災害対策についてお話を伺えればと思えます。

3点目は、市報に節電対策として市民芸術小ホールと市民総合体育館が臨時休館日を設けるという記事がありました。ホームページでもその2つの施設の臨時休館のお知らせがありましたけれども、それで周知は大丈夫でしょうかという点です。例えば市民の方が暑い中、足を運んで臨時休館だったということは極力避けていただきたいということです。もう1点は空間放射線量の測定についてです。前回教育次長が市民の方々の協力をいただいているというお話があって、以前ホームページにもその旨記載があったと思えます。それは今も継続しているのでしょうかということをお伺いしたいと思います。

では、小林生涯学習課長、お願いします。

○【小林生涯学習課長】 それでは、まず、国民体育大会第2回総会の内容についてお話をさせていただきます。先ほど教育長からもお話がありましたが、少し補足をさせていただきます。

7月15日に第2回総会が開かれたのですけれども、ちょうど1年前の7月15日に第1回の総会が開かれました。そのときに、会長を含めて副会長、参与と常任委員等すべてが決まったわけですが、1年たったこの時期に、会長を初め副会長その他役員の変更等の変更がありましたので、まず一番目にその変更についての報告をいたしました。各団体の役員の変更ももちろんあるのですけれども、ことしの4月24日に投票が行われた国立市議会議員選挙及び国立市長選挙の結果による変更がありまして、その点が大きい変更の理由だったと思えます。

それから大きい報告としては第1回の常任委員会の報告と平成22年度の事業報告及び決算報告についての報告させていただきました。

それから東京都が大会の愛称を「スポーツ祭東京2013」としたことに伴う当実行委員会の会則、事務局の事務局規定等の5件の文言の改正の議事をお諮りさせていただいて、5件とも了承を得られたということでもあります。

そして最後に、去年、平成22年度に国体を実施した千葉県の八千代市へ、職員及び実行委員の方と視察に行きました。そのときの様子をプロジェクターや写真を使って出席された方に、より具体的に視覚でもわかるような形で報告をさせていただいて、来年、再来年と大会を成功させていくという機運を高めるように報告をさせていただいたところです。

以上が国体の第2回の総会の報告です。

それから議案が2件抜けておりました。申しわけありません。平成22年度の報告が終わりましたので、今後、平成23年度の事業計画及び予算案についてもお諮りをさせていただいて承認を得たところでもあります。今の2件を加えさせていただきます。失礼いたしました。

続きまして、東日本大震災によって東北地方も含めて、今、さまざまな文化財、文化財に限らず保管している建物自体が流失または飛散している状態の中で、国立市の対応についてですが、今のところ国のほうも全部ではありませんが、デジタルカメラ等によってワンカットを撮って保存してデータとして整理しているものもあります。可能であるならば、6方向ぐらいからすべてをとってデータとして保存しておくのがいいのではないかと思います。現状では人的にも予算的にも少し難しいと思っております。そのような中で、今、テグス等で多少固定しているとすれば、天満宮の宝物殿や郷土文化館の中の収蔵庫があります。それらについては、今までの地震については問題なく文化財を保存できていたのですが、今回3月11日の大震災の事実からすると、今までの地震に対する備えというものが根底から崩れてしまうという事実は認識しているものの、それ以上市としては難しいと思いますので、今後については他市の状況も調べながら、教育委員会としても全体的・総合的に検討していきたいと思っております。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

では、引き続き、小林生涯学習課長。

○【小林生涯学習課長】 3点目です。芸術小ホールと総合体育館の臨時休館につきましては、6月あたりから、やはり国立市役所も一事業所であり、節電の対策はとらなければいけないということで、環境保全課のほうで全庁的に節電に対しての取り組みということで検討を重ねてきました。そうしたところ、芸術小ホールと総合体育館、この2つの施設は電気系統が1つですので、どちらか1つを休館ということにしたとしても、空調やプールの循環機器などをとめることはできず、その2つの施設自体が大きな節電のための重要な施設の1つとして位置づけられました。国立市でも他市が行っているような輪番制などを考えたのですが、やはり第1月曜、第2月曜などと、せめて曜日は統一したほうがかえってわかりやすいということで、財団、総合体育館と相談をした結果、毎月1回月曜日を2館同時の休館にしようということになりました。それについての周知なのですが、市報はもちろんなのですが、「公民館だより」、市のホームページにも載せさせていただいて、さらに両施設の玄関のところにもポスター等によって周知をさせていただいたところです。今のところ私の耳には、市民の方が間違っ

ことがないように今後も周知には気を使っていきたいと思っております。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

では、兼松教育次長、お願いします。

○【兼松教育次長】 市民の調査、放射能測定について、前回の教育委員会でご報告させていただいたのですけれども、小学校、中学校につきましては、環境保全課単独ではなかなか難しいということで、教育長のほうからも報告をさせていただいたように、持ち回りで小中学校は測定をするという方式に変えております。それ以外のところは、環境保全課と市民の方たちと協力をして行っていると思えますが、教育委員会が管轄しております小中学校につきましては、学校の関係者で測定をさせていただいています。

それからもう1点、今、生涯学習課長が申し上げた節電の関係でございますけれども、市の施設はかなりたくさんございますが、一番多く使うのはもちろん市役所でございます。市役所と福祉会館、それに次いで3番目が芸術小ホールと総合体育館になっております。節電をするために毎週、すべてを休館するというのはどうであるかということも含めて、指定管理者でもございますので、財団と相談をさせていただきました。郷土文化館などもございますけれども、郷土文化館などは緑のカーテンなど、さまざまなエコな取り組みをして、かなり精一杯の節電ということもあわせて、総合体育館はプールなどを持っておりますので、その施設が財団では一番大きいということで、今申し上げたような芸術小ホールと総合体育館は毎月1回月曜日を休館をするということで実施をさせていただくことになりました。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

文化財に関する災害対策については、生涯学習課長からお話があったように、当然人的、それから予算が伴うものであると思います。教育委員会全体の優先順位も含めて今後検討を進めていただければと思います。

それから放射線量の測定について、各学校については「測定者 各学校職員」という資料をいただいております。市内各所の放射線量の測定については、行政と市民が協力して進めていると伺っておりましたので、とても意味のある大切なことであると思っております。数値に関してさまざま見方やとらえ方もあり、また、地域によっては数値をめぐる混乱もいまだ続いているということですが、そうした混乱を最小限にとどめるためにも、市民が参加し、市民の協力があるというのは大変ありがたいことだと思えました。

よろしければ次に移りますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○議題(2) 陳情第4号 国立市立中学校の社会科公民教科書採択に関する陳情

○【佐藤委員長】 では、陳情に移ります。

陳情第4号、国立市立中学校の社会科公民教科書採択に関する陳情についてを議題といたします。

陳情者から趣旨説明をしたいというお申し出がございますので、これを認めることにしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、暫時休憩とし説明を受けたいと思います。なお、説明は陳情内容に限

定して簡潔にお願いしたいと思います。

陳情者の方、どうぞお願いします。

午後 2 時 5 0 分休憩

午後 3 時 0 1 分再開

○【佐藤委員長】 説明が終わりました。休憩を閉じて議事に戻ります。

ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

米田委員。

○【米田委員】 公民の教科書に関して、具体的に自由社と育鵬社の教科書の危ういところというお話をいただきました。そして陳情の要旨としては、「人権やそういうことに配慮のないものを採用しないように」、「ディベートと言ってもなかなか普通ではないです」ということなど。それから、最後に会議録で見ればおわかりになると思うのですが、「国立市の教育委員会の採択は、どの委員がどの教科書を選ぶかわかるようにしていただければ」ということもあります。しかし、これは去年小学校の採択の会議録をごらんになれば、それぞれの委員が各教科書に関して発言して、この教科書はこういう点がいいから自分が推すということを全部言っていますので、これを丁寧に見ていただければ、だれが何を推したかははっきりわかると思います。

そして去年も同じ時期に「小学校の社会科の 6 年生の教科書に関する陳情」ということをお話しいただきました。そのときのどういう形をとったかといいますと、国立市においては教科書の採択に関しては、第一に現場の先生の意見を重視するというので調査委員会を設け、そしてそれを審議会がまとめて最終的に教育委員会の権限と責任において決めるという形をとっております。そして、きょう審議会からの報告をお受けするというようになっております。

その段階で、ある意味、すべての教科書を採択するという前提で、もちろんこれらの教科書は文科省が検定を通したわけですから、どの会社がどうであるということではなく、基本的にはどの教科書に対しても目を通して、問題点やいいところを見つけて最終的に決める。そして審議会の報告をこれから受けることになっておりまして、その前にこういう形で陳情ということで特定の会社の教科書をいけないとするのは少し順序が違うのではないかと思います。主張していらっしゃること、どういう思いかということとはよく理解しますが、これを陳情として採択して通すということに関しては、少し問題のある陳情であると思います。

そして、私は不思議に思うことなのですが、この陳情は社会科の公民教科書だけについて陳情なされていますが、なぜ歴史教科書はなさないのか。同じように育鵬社、自由社から出ていて、同じような問題点があるということがありますが、なぜ公民だけをお出しになり、歴史に関しては陳情なさないのかというのが少し不思議に感じました。これは私の感想です。

とにかくこれについて陳情するという、また、採択するには無理がありますし、審議会の報告を踏まえて決めていくという形は、国立市の教科書の決定にとっては非常に大切なことだと思いますので、陳情は不採択ということでもよろしいかと思います。

○【佐藤委員長】 ほかにいかがでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 ここに書かれている要望については、よく理解できたと思いますし、共感できるところもありますので、特定の政策に誘導しようとする政治的意図というのがあるとなれば、それはどの出版社のものに関しても、私たちとしてもきちんと吟味をしたいと思っています。自衛隊やディ

ベートのとらえ方であるとか、原発の記述等に関して、ここでおっしゃっているようなことは、私としても留意して取り組みたいと思っています。

6番の「どの委員がどの教科書を選ぶかわかるようにしていただければ」ということですが、米田委員がおっしゃったように、ほとんどすべての教科書に目を通して自分なりの見解を持って採択の委員会に臨みます。ただし、「どの委員がどの教科書を選ぶか」と言っても、委員が1人で選ぶわけではありません。委員がどういう判断をしたかはその場で明らかになります。そして、現場の先生が日常的に使うという観点からの意見を委員としても丁寧に伺って判断をしたいと思っています。こういうものは、例えば2対3とか、そういう形の多数決ではなく、お互いに納得して決めていきたいと思っています。この6番の陳情の中で、だれが幾らもらっているとか、そういうことはほとんど関係のないことだと思いますので、陳情に書くこととしてふさわしいかどうかは疑問があります。

一番の問題は、「この会社の教科書を採択しないでください」とはっきり書いてあるものについて、今ここで決をとるということはやはりおかしいということです。私たちが8月2日に、しかもこれから審議会の報告を受けて、決めることです。それに先立って、特定の教科書についての立場を鮮明にしているものを、ここで議決することは順番としてはふさわしくないと思っています。

資料としてはありがたく受け取らせていただきました。検定でどういう意見がここに付されているかということも非常に興味深く読ませていただきました。ですけれども、この陳情についてここで決をとるということは、先ほど申し上げた理由でふさわしくないと思います。気持ちとしては趣旨採択なのですが、採択はしないという点では米田委員と同じです。

○【佐藤委員長】 ほかにはよろしいでしょうか。

嵐山委員。

○【嵐山委員】 私は意見が違います。ここに書いてあることにほとんど賛成できませんので、採択いたしません。

以上です。

○【佐藤委員長】 では、是松教育長。

○【是松教育長】 これから私たち教育委員の中で、教科書検定制度のもとで各教科ごとに数種類発行されている教科書の中から1種類だけ、国立市の地域の実情に応じた適切な教科書を採択していくという場に臨むわけでごさいます、それが我々教育委員会の権限と責任において行われなければならないということと、当然そこには適正かつ公正な教科書採択を行っていかなければならないということがございます。そのために現場の声を聞くとか市民の声を聞くという形で、教科用図書審議会で調査研究をしていただいた結果もお聞きしているところでございまして、また、教科書を展示する中で市民の方々の意見も要望という形でお受けしております。今回も要望書という形で数多くさまざまなご意見をいただいているわけですから、こういったご意見を公平に私どもは持ち寄って判断していくということをしなければならないというところでございまして。

そうした中でこういう陳情ですけれども、陳情の内容が明らかに、陳情の3の中で、「2社の教科書を採択しないでください」という内容がしっかり書かれています。これが不特定多数の2社というのならわかるのですけれども、陳情の主な理由の中にも明らかに2社の社名まで載せているわけでごさいます。これから公平公正な採択に臨もうとする前に、この2社を排除しろということになりますので、この陳情を採択、あるいは趣旨採択すること自体が適正・公正さを欠くということになりますので、これは不採択としたいと思っています。

○【佐藤委員長】 では、私も意見を申し上げます。

各委員からもご意見がありましたように、いずれも文科省の検定を通った教科書であるということが1つです。それから、特定の教科書を排除するような陳情の内容で、採択を控えて方向づけをしかねないものだと思います。教育長からもお話がありましたが、法的根拠となる地教行法第23条第6号の趣旨を考えても、陳情として採択することはできないと思います。

この後、国立市立中学校教科用図書審議会の審議結果についての報告を受けます。報告を十分に受けとめながら、市民から寄せられたご意見も参考にして、さらに各委員が調査研究を進めて採択に入ります。その間、公平性を保持するために、審議会の報告などその取り扱いについては非開示扱いになります。それぞれの立場で採択が適正に公正に行われるよう慎重に進めている段階ですので、ご理解をいただきたいと思います。

それでは、採決に入ります。

本陳情は不採択とすることでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 陳情第4号、国立市立中学校の社会科公民教科書採択に関する陳情は、不採択とします。



○議題(3) 行政報告第9号 国立市立中学校教科用図書審議会の審議結果について

○【佐藤委員長】 続いて、行政報告第9号、国立市立中学校教科用図書審議会の審議結果についてを議題といたします。

お手元に中学校教科用図書審議会から「平成24年度使用教科用図書採択に関する審議結果の報告書」が提出されております。

ここで、審議会の審議経過についての説明を求めます。

渡辺学校指導課長、お願いします。

○【渡辺学校指導課長】 平成24年度から使用します中学校教科用図書の調査研究委員会及び審議会の経過についてご説明申し上げます。

本年度は、平成24年度に国立市立中学校で使用いたします教科用図書につきまして、学校教育法第34条並びに国立市立学校教科用図書採択要項に基づき、4月15日に各中学校長へ調査研究委員の推薦依頼を行いました。

5月2日に第1回目の審議会を開催いたしました。審議会は、各中学校長、私、学校指導課長と指導主事で構成いたしました。

調査研究委員会につきましては、教科ごとに9つの部会で構成し、各中学校長と副校長及び小学校の管理職の一部を部会長といたしました。そして主幹教諭、主任教諭、教諭を委員とし、5月10日から6月20日の間に調査研究を進めていただきました。

各調査研究委員会においては、国立市の生徒の発達状況や調査研究項目に基づいて調査研究を行い、その内容を各部会長は調査研究の結果として取りまとめ、6月27日の第2回教科用図書審議会において報告いたしました。

審議会では、各部会からの調査研究報告をもとに、6月27日、7月8日の2回にわたって審議をしてまいりました。その結果につきまして、本日、審議会委員長の国立第一中学校久家義久校長からご報告をいただきます。

○【佐藤委員長】 それでは、審議結果についての報告を求めます。

中学校教科用図書審議会委員長の久家義久国立第一中学校長、大変お待たせいたしました。よろしくお願いたします。

○【久家審議会委員長】 中学校教科用図書審議会の委員長を務めました国立市立国立第一中学校長の久家義久でございます。よろしくお願いたします。

本審議会では、国立市立学校教科用図書採択要項により、平成23年5月2日及び6月27日、7月8日の3回にわたり、平成24年度市立中学校3校において使用いたします教科用図書について、教科ごとの調査研究委員会の報告書をもとに審議してまいりました。その結果につきまして別紙1にまとめましたので、ご報告申し上げます。

本審議会では、直接生徒を指導しております各学校の教員で構成されました調査研究委員会の結果報告を踏まえ、それぞれの教科用図書の特徴や編集上の特徴について、慎重かつ丁寧に審議してまいりました。審議の要点を教科ごとにご説明いたします。別紙1の報告書をごらんください。

まず最初に、国語及び書写についてご報告いたします。

国語科では、文学的文章と説明的文章の構成、取り上げられている現代社会のさまざまな課題、問題、さらには課題を見つけて考える教材や活動、伝統的な日本の言葉に触れる工夫、言語事項の習得、活用、探求に関する工夫等について検討いたしました。また、読みやすさ、他教科に生かされる、生活に生かされるという点についても検討いたしました。

書写につきましては、書体、単元構造、なぞり書きや書き込みに適した紙質などとともに、生徒みずからが意欲的に学ぶことができるよう、資料、学習の見通しや振り返りの容易さなどについても検討いたしました。

続きまして、社会科及び地図でございます。なお、社会科につきましては、地理、歴史、公民と分野ごとに教科用図書が分かれておりますので、各分野ごとにご報告申し上げます。

地理につきましては、情報の質や量、資料の見やすさ、わかりやすさ、用語の適切さとともに、課題解決能力・思考力の向上、さらには言語活動の活性化のための工夫などについて検討いたしました。

歴史につきましては、時代の流れの把握の容易さ、思考力・資料活用能力向上のための工夫などについて検討いたしました。また、小学校での学習との系統性・関連性についても検討いたしました。

公民的資質の基礎を養う公民につきましては、事例の取り上げ、資料の扱い、課題追求への興味・関心を高める工夫、さらには思考力・判断力向上のための工夫などについて検討いたしました。

また、地図におきましては、大陸等の基本図における工夫、統計資料・グラフ等の情報の質と量、写真の取り扱いなどについて検討いたしました。

次に、数学でございます。数学科につきましては、説明と練習の構成、興味・関心及び学習意欲の喚起のための工夫、問題の質や量等について検討いたしました。

続きまして、理科でございます。理科につきましては、記述のわかりやすさ、正確さ、資料の的確さ、自学自習への手助け、日常生活との関連、加えて、実験等における安全面への配慮について検討いたしました。

続いて、音楽でございます。音楽につきましては、教科用図書が一般と器楽合奏に分かれておりますので、それぞれについてご報告いたします。

音楽一般につきましては、曲の選択、達成、楽典の取り上げ、曲解説、指揮技術、さらには楽譜の譜割り等について検討いたしました。また、みずから意欲的に学習に取り組める工夫についても検討

いたしました。

器楽合奏につきましては、選曲、奏法、和楽器の取り扱い、楽譜の譜割り、創作への意欲、また、写真やイラストなど視覚的な資料につきましても検討いたしました。

続きまして、美術です。美術につきましては、創作活動への援助、作品解説、学習の系統性、視覚的な資料の質と量、鑑賞のあり方等について検討いたしました。

続きまして、保健体育科です。保健体育につきましては、生徒の発達段階への考慮、学習題材の取り扱いの適切さ、単元構成、写真、図表やグラフ等の資料の扱い、内容のわかりやすさ、興味・関心を高める工夫などにつきまして検討いたしました。

続きまして、技術科です。技術科につきましては、作業工程のわかりやすさ、効率性、工具の取り扱い、安全面への配慮、技術の最新性等につきまして検討いたしました。また、学びの振り返り、発展につきましても検討いたしました。

次に、家庭科です。家庭科につきましては、短時間で扱う実習の例、視覚的な資料の豊富さ、学習内容、領域の配列、今日的な課題でもある保育、身近な消費生活と環境、食生活と規律の取り扱いなどについて検討いたしました。

最後に英語です。英語につきましては、興味・関心を高める工夫、アクティビティの工夫、語彙、コミュニケーション活動、生活における英語等について検討いたしました。さらには、各ユニットにおける絵や写真の適切さ、また、小学校における外国語活動との関連についても検討いたしました。

以上、各教科ごとの審議の要点の報告をもちまして審議会の報告とさせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

審議会報告をいただきました。ご意見、ご感想、ご質問などございましたらお願いいたします。

中村委員。

○【中村委員】 今、どういう観点から各教科の検討をなさったかということを伺いました。科目によってはいろいろと独自の観点もあるかと思います。興味・関心を引き出すとか、あるいは自学自習もできるとか、絵や写真の適切性、材質の問題等さまざまあったのですが、かなり早口でおっしゃられました。私たちは各教科書についての評価はいただいているのですが、もし、できれば今おっしゃったことを後でコピーしていただくことはできますでしょうか。そうすれば私たちは、もう1回、この教科ではこういう観点で先生方が評価されたのだということが確認できます。

と言いますのは、この報告書の一覧表だと、観点は内容の選択、構成・分量、表記・表現、使用上の便宜、備考という5項目です。しかし、今おっしゃったのは、もっと内容にかかわって各教科ごとに、報告書の表とはまた違う観点からのまとめがされていたと思います。率直に言いますと、私は教科書の7割程度しか読めていなくて、あと3割残っています。それを見直すためにも、今おっしゃったことはぜひコピーをいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○【佐藤委員長】 それについては、事務局、いかがでしょうか。

久家委員長。

○【久家審議会委員長】 今、申し上げましたことは、お手元の別紙1をごらんになっていただければ記載をされている内容でございます。それを大きくまとめ、そういう言葉で置きかえておりますので、読んでいただければ私の説明したことは漏れなく入っていると理解しております。別紙1を読んでもいただければ、例えば国語につきましては、教科書の中にこういう観点で調査していますという記

述がありますので、読んでいただければと思います。国語科だけでなく社会科も、ほかもすべてそうです。

○【佐藤委員長】 中村委員。

○【中村委員】 私はこれも読んできましたが、今、審議会委員長がおっしゃったまとめが非常に理解しやすく、なるほどと思ったものですから、一生懸命メモをしましたが、書ききれませんでした。それでコピーをいただきたいと思ったのですが、何か問題があるようなら、これ以上は申し上げませんが。

○【佐藤委員長】 渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 今、久家委員長がご報告させていただいた内容は、実はお手元にお渡ししてございます平成23年度の教科用図書審議会記録というところに、調査委員会における調査検討協議内容の要旨ですとか記録も今回はかなり詳しくお載せさせていただいております。これの内容を大きくまとめてご報告いただいたということでもあります。

今、中村委員からご要望があり、ぜひ、より深く検討していただくためにということでもありますので、事務局のほうで後ほどご用意させていただこうかと考えます。

○【中村委員】 はい。

○【佐藤委員長】 どうぞよろしくお願いいたします。

そのほかにはいかがでしょうか。

米田委員。

○【米田委員】 各教科、非常に統一した観点によって詳しくまとめていただきまして、ありがとうございました。国語と書写の関係でございますけれども、小学校の採択では国語と書写は連動するというので、同じ会社のものを原則として使うということにしておりましてけれども、中学生の場合はその辺はどうなのでしょう、お聞かせください。

○【佐藤委員長】 では、久家委員長。

○【久家審議会委員長】 特段、教科用図書それぞれが統一である必要はないという意見を、私は聞いております。それぞれふさわしいものということで意見が述べられていると思います。

○【佐藤委員長】 よろしいでしょうか。

○【米田委員】 はい。ありがとうございます。

○【佐藤委員長】 ほかにいかがでしょうか。

米田委員。

○【米田委員】 今、久家委員長から各教科の選択の視点みたいのをご説明いただいたのですが、教科によってかなり違っているなど。それは当然なのかもしれませんが、ただし、全部共通して言えることは、生徒の興味・関心を引き出せるかということとか、さらに自学自習、最近、授業時数はそんなにふえなくて教科書は厚くなっていますから、やはり学校だけでやるということでは終わらなくて、子どもが家に返って自学自習をする場面も非常に多いと思うのですが、それは非常に重要視して選んだ教科と、そのことにはあまり触れないというような教科があったと思うのですが、そういう形で今おっしゃられたように教科によってかなり視点が違うという、そしてその結果、ある教科書を選ぶようなということになっていると考えてよろしいのでしょうか。

○【佐藤委員長】 久家委員長。

○【久家審議会委員長】 おっしゃるとおりだと思います。大変最近の教科書は、子どもたちにわか

りやすく、カラー等使われておりまして、中身についても子どもたち自身がみずから学ぶ意欲を高めるような工夫というのが随所にされておりまして。そういうものが顕著にあらわれている、そういう教科書もあるのです。それ以外に教科の特徴、ねらいとして達成というものを強く打ち出している教科書もありますので、それぞれ教科によって違うと思います。ただし、一概に最近の教科書というのは、本当に見てきれいな教科書であると思います。それから子どもたちがもっと学びたいという、授業外ももっと勉強したいという発展的な内容を取り上げている教科書がかなり多く今回ありました。

以上です。

○【佐藤委員長】 中村委員。

○【中村委員】 各教科ごとに観点が違うということで、そのことも確認したくて先ほどのような要望をしましたが、基本的に教科書というものをどのように位置づけるかということについてお聞かせ願いたいのです。つまり自学自習ができる本というのは、極端に言うと先生がいなくてもいいということです。先生が初任者であってもベテランであっても、初任者がその教科書を子どもに与えて、こうですよとやれる教科書というのがよい教科書であるとお考えなのでしょうか。あるいは、例えば、具体的に会社の名前を言ってもいいのですよね。

○【佐藤委員長】 はい。結構です。

○【中村委員】 例えば東京書籍の歴史の教科書などは本当に資料が豊富で、上半分が資料で、それから見開きで頁の両端が資料ですので、門構えのように資料があってその中に本文があります。それだけを見ていくと、楽しく読んでもある程度のことが理解できるということかもしれません。資料集を別に持たなくてもいいかもしれないというぐらい資料が多いです。

ただし、会社によって方針が決まっているのかどうかがよくわからなくて、東京書籍の理科は読んでびっくりしたのですが、基本的な生命や宇宙など、科学の最先端を理解するためのエッセンスを中心に、むしろ無駄が本当に省かれているという印象です。その観点から言うと、ほかの出版社は百科事典の小さいものといいますが、「たくさん書いてありますよ。わかりやすいでしょう」と情報量を競っているように見えます。多くの情報量をいかにわかりやすく提示するかという観点で編集されていると思います。

ということから言うと、今申し上げた東京書籍の理科は、これはかなり先生の力量が大事になります。自学自習、自分でも学べる、少々先生が初心者でも大丈夫という教科書を選ぶのか、これを先生が生かせばどんなにすばらしいのかという教科書が時々あるのですが、それを選ぶのか、どちらかといったらどちらでしょうか。

○【佐藤委員長】 二者択一の質問が出ましたが。

久家委員長、お願いします。

○【久家審議会委員長】 これは今、言われていることではないですけれども、「教科書を教える」のではなくて「教科書で教える」ということをよく言われておりますけれども、教科書で教えるのだと思います。教科書を丸ごと暗記するような授業というのは、今は行われておりません。ということで、教科書を持って子どもたちに理解をさせて、さらにまた子どもたちの興味・関心を高めて、教科書以外のことを学ぼうという意欲を高める、そういう工夫、あるいはそういう授業が広く行われていると私は理解をしております。そういう観点で、どの教科書もそうした工夫は、質や量の違いはありますけれども、それぞれ工夫されていると思います。

○【佐藤委員長】 米田委員。

○【米田委員】 それぞれの教科の先生がご自分の専門の分野でごらんになって選ばれた教科書ですから、当然同じ傾向になるとは限らないとは思いますが、それにしても国立市では学校指導課を中心に問題解決型授業ということに非常に力を入れて、そのためには子どもたちに興味・関心を持たせて考えさせて、そして最後、その活用など、そういったこともさせるという、こういう1つの授業の流れとしての方法を国立市の学校指導課では非常に力を入れているという状況があると思うのです。

教科書によっては、まさにそれにぴったりのような教科書もあれば、先生たちが推薦して下さった教科書の中には、それだけではなくて、もっと教科の専門性みたいなものを詳しく生徒にわかりやすく理解させようという種類の教科書もあるということで、そういった場合、全体としての教科書の採択に関しては、特に問題解決型に資する教科書を選ばなければならないということはないというお考えでしょうか。

○【佐藤委員長】 久家委員長。

○【久家審議会委員長】 問題解決型の学習というのは、学習指導要領の総則に述べられている内容なのです。したがって、どの教科につきましても、それはこれから各授業で進めていくということは基本的にあります。それを受けた教科書ですから、どの教科も問題解決型の学習を取り入れた内容になっています。ただし、今おっしゃられたように、そちらを強く打ち出しているものと、教科書の内容理解を強く打ち出しているところの教科書、そこには軽重、差はありますけれども、各教科書もそれぞれの観点で問題解決型の学習が取り入れられると理解していいと思います。

○【佐藤委員長】 各教科の視点・観点というお話が出ていますけれども、審議会の記録の中で久家委員長が「各教科の目指す本来の力をどう身につけるか」というお話をさせていただいたとありました。学習指導要領には各教科の目標が明示されていますので、それを踏まえた視点・観点であると理解しています。

それから問題解決型学習、それからそれに必要な思考力・判断力・表現力の育成というのは、PISAなどの国際学力調査から見えてくる課題といえますか、子どもたちの弱い点だと言われているので、全国的に取り組みを始めている現状もあると思います。そうした中で国立市教育委員会は、それを市としての課題としてとらえ、学校もしっかりと取り組んでいただいているということだと思います。

非常に大卒な質問になるのですが、学習指導要領が変わって授業時数がふえ、復活した内容もある中で、「新しい教科書観」という言葉を聞きます。教科書を読んだ感想として、各教科書会社が内容や表記など大きく変わったところがあるなという印象を受けました。そうした新しい教科書の受けとめ方について審議会でお話が出たのであればお伺いしたいのと、もう1点は、教科書の内容の質と量が当然アップしなければいけない。その中で、これまでの教科書の内容をすべて教えるというのではなくて、個々の子どもたちの理解や程度に応じた指導や子どもたちが意欲的に取り組む、それから自学自習ができるための配慮や工夫といった視点が必要になります。それとともに、先ほど出ました問題解決型に必要な力、それから基礎的・基本的な知識、技能の習得と活用など、さまざま新しいと言ってよいのかどうかそうした観点も挙げられると思います。

そうした中で、審議会でも国立市の子どもたちにとってよりよい教科書という視点で審議を進めていただきました。調査研究委員会、それから審議会が、国立市の子どもたちの実態、学力、それから意欲ともに、どのようにとらえて審議を進めていったのかということをお話いただければと思うの

ですが、その2点をよろしいでしょうか。

久家委員長、お願いします。

○【久家審議会委員長】 1点目の全体的な印象ですけれども、大変最近の教科書はビジュアルになったなという強い印象を持っております。まさに映像時代といいますか、そういう意味で先ほど申し上げましたカラー、色刷りの使い方あるいは挿絵だとか写真だとか本当にきれいになりました。子どもたちが、そういう目で見ているいろいろな情報が得られる工夫が随所にされております。

それから子どもたちが開いて読んでみたくなるような工夫、学習意欲を高める工夫というのを隅々まで各会社、各出版社が取り入れております。そういう意味では、本当に私どもの小学校、中学校時代と比べると大きく違うなと強く思っております。

また、紙質も大変よくなりました。印刷のぐあいもよくなりました。今、紙は再生紙等を多く使っておりますし、あるいはインク等につきましても再生可能なものを使っておりますし、あるいは視覚的な障害のある児童・生徒に対して、見やすいような、読みやすいような配色ということがされております。そういう意味で本当に細かな心遣い、子どもにとってという配慮が随所にされているという印象を持っております。

それから2点目ですけれども、教科書は、先ほど申し上げたことと重なりますけれども、発展学習ができるような、子どもたちの自分の興味・関心に基づいて発展的な学習ができるような工夫が各教科、出版社になされております。基礎・基本の習得ということを頑張っている子ども、もっと勉強してもっと知りたいという子どもに対して、学習意欲に対して対応できるような工夫というのがされております。そういう意味で国立市の子どもたちそれぞれ一人一人各教科に興味・関心、あるいは学習の習熟度等ありますので、そういう異なった子どもたちに、まずは基礎・基本をしっかり教えたい、しっかり学びたいという子どもに対して、あるいはもっと勉強したい、学びたいという子どもに対して、その願い、要望にこたえる教科書ということです。国立市の子どもたちということよりも、現在の子供たち一人一人に応じた学習という点でも配慮されていると感じております。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 先ほど市川指導主事もおっしゃっていたように、問題解決型学習というのは非常に重要だというのはわかるのですが、問題解決型学習で育てる力が今求められているものであっても、それがこれからの子どもたちが持つべき力の中心かどうかとなると、私は考えてもいいのではないかと考えています。問題解決型学習を進めていくための思考力・判断力と言われると何か少し違うと考えていて、一番必要なことは、自分で考えてある程度の結論を導き出す力だと思っています。ですから問題解決型学習を導くのが考える力であるということではなくて、その時代の学問の水準でわかっていることを本当に真面目に探求した上で、その中で考えて自分なりの判断をすることというのが学習の目的であると思うのです。

どういうときに子どもたちは考えるのだろうかということでは、「わー、わかりやすい、おもしろい」というところには考える契機というのがどこにあるのでしょうか。もちろんわかりにくくするというのいいということではないのです。今回、教科書をたくさん見せていただいて、久家委員長がおっしゃったように、ビジュアルでカラーで、口絵の写真も豊富で、キャラクターなども出てきて、すごく工夫がされていることがわかります。けれども、このようなわかりやすさが子どもたちを受け

身にしないか。テレビはいろいろなものがとてもコンパクトにまとめられていて、番組を見終わるとわかったつもりになるですけれども、求めたいのはそういうわかりやすさではないということです。自分で持ち帰って読める教科書であるのはもちろん便利かもしれませんが、本当に考える時間を保障するような、本当に先生がいなければできないような、もちろん理想論かもしれませんが、子どもたちを受け身にしない教科書を私は理想的には求めたいと思っています。

人間が理解するときに、「見る」ということはとても大事で、日本語でも「一目瞭然」などという言い方は「見ればわかる」ということです。同じことでも少ししゃれて書いてあればわかりやすいということもあります。このごろ学会の発表でもパワーポイントがはやっていて、美しいパワーポイントをつくった人のほうがもっともらしくて、私のようにプリントでやる人は少し分が悪いとか少しひがんでいますが、見栄えのよさで判断しないということも大事ではないかと思っています。

ですから、もちろん問題解決型学習は、私はとても期待をしています。けれども何のための問題解決型学習であるのか。自分で考えて結論を出す、そして、そのことを本気で人と交流する力。何か自分が判断するときに、「みんながそう言っているから」ではなくて自分なりの考えを持つこと。自分が一生懸命考えた結果が隣の人と同じだったというのはもちろんあり得ることで、問題は「みんなが」を根拠にすることです。もう1つは「先生が言っているから」、「偉い人が言っているから」を根拠にすること。官房長官が言っているから大丈夫だではない力をどうやって子どもに育てるかということと言いますと、あまりわかりやすい教科書は、百科事典を家に持って帰るようなものでつまらないのではないかという気がします。

以上です。

○【佐藤委員長】 嵐山委員。

○【嵐山委員】 それの問題解決型です。中村委員がおっしゃっていることは、結局は問題解決型ではないですか。

○【中村委員】 もう1回言ってください。どういうことですか。

○【嵐山委員】 中村委員がおっしゃっているのは、結局、問題解決型の教科書のことでないですか。今おっしゃったことです。

○【佐藤委員長】 中村委員。

○【中村委員】 ただ、問題解決型というのを教育の方法論として形式化してしまうと、何でも形式化すると輝きを失うということがあります。あまりにも今回の教科書には上手に問題解決型学習にしているがあるので、そのことを理由に特定の会社の教科書ばかり選んでしまっているのだからと思うのです。実はその会社で好きな教科書もあるのですけれども、こればかりでいいのか。「問題解決型学習ごっこ」にならなければいいかと、本音で言うとそういうことです。

○【佐藤委員長】 嵐山委員。

○【嵐山委員】 それは同じ考えです。しかし教科によって違ってきます。例えば英語などは覚えなないとできないですし、数学など難しくなってくると、問題解決型の部分も出てきます。幾何などで、先生が補助線を一本引くと、「あっ、そういうことだったのか」とわかる。教科によっては、自分で考えるものと、教師の指導でわかることの両方がある。ですから、中村委員がおっしゃっていることもわかります。教科書があまりわかりやすくてもいけないでしょう。きっちりと全部問題解決型の教科書に変えてしまったら、それこそ教師は要らなくなってしまいます。理想の教育と言えばそうかもしれませんが、教科によって違ってくると思います。

きょうは幾つか勉強しましたけれども、具体的に社会や歴史など、これからやっていくことですので、教科によって、それぞれ判断していけばいいと思います。

○【佐藤委員長】 中村委員がおっしゃった、考えて判断する力の大切さは、皆同じ認識ではないかと思います。問題解決に必要な思考力・判断力・表現力の育成という言い方もあると同時に、思考力・判断力・表現力があって問題解決ができるという言い方もできると思うのです。ここで気をつけなければいけないのは、問題解決型というあたかも型にはまっているようですけれども、決してそうではなくて非常に幅が広いものだと思います。私は今回の教科書を読みながら、さまざまな問題を自分の側に引き寄せ、自分の問題としてとらえていける力、また疑問に思ったことを自らの力で解決していこうとする力を子どもたちに身につけてほしいと思いました。そこにこそ学ぶ喜びがあるのだと思います。そのためには自分で考えて判断して、人に伝える場を設定し、経験を積むことが大切だと思うので、そのあたりのことを中村委員はおっしゃったのではないかと思います。学習指導要領にも、「広い視野に立って」ともありますので、いろいろなバランスを考えながら採択に臨みたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

是松教育長。

○【是松教育長】 先ほど久家委員長がおっしゃられましたように、最近の教科書は本当にビジュアルで、子ども教科書を読ませていただくと、ついついイラストや写真、それから資料の豊富さに目を奪われて、そこで判断しがちなのですけれども、今回いただいた報告書には、もちろんそのあたりの構成等イラスト、写真、資料の内容、それから紙質や強度も含めて報告をいただいていますけれども、それだけではなくて、先ほどもう一方でおっしゃられたように、子どもたちの発展的な学習や習熟別の学習にこれが寄与する教科書なのかどうか。特に見返りであるとか振り返り、それから考えさせるための設問、課題の確認等がしっかりできているのかということろまで踏み込んで個別に細かく報告を挙げていただきました。本当に各調査研究委員会の先生方も本当によくお読みになって、そこまで細かく広範囲にわたって確認をとっていただいたと思っておりますので、今度は我々がこの内容を逐一確認しながら、また、採択に臨んでいきたいと思っております。感想になりますが、本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

○【佐藤委員長】 ほかにはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、これで審議会報告をお受けしたことにいたします。

審議会委員長の久家校長先生を初めとして審議会委員の先生方、また、調査研究委員会委員の先生方におかれましては、お忙しい中、また、限られた時間の中で、専門性を生かした詳しい細かい具体的な調査研究を行っていただきました、また熱心なご審議を行っていただき、大変お疲れさまでございました。厚く御礼申し上げます。

○【久家審議会委員長】 ありがとうございました。

○【佐藤委員長】 では、渡辺学校指導課長、補足などございましたらお願いします。

○【渡辺学校指導課長】 お手元に報告とともに市民等からのアンケートが109点今回ございましたので、そちらにつきましても付させていただきます。今後の協議、審議にご活用いただきたいというお願いが1点と、まだ現在、採択の途中でありますので、これらの資料の取り扱いについては十分ご配慮いただきたいという点もお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○【佐藤委員長】 それでは、審議会報告をお受けしましたので、8月2日火曜日に教育委員会臨時会を開催して、平成24年度使用の中学校の教科用図書の採択について審議を行いますので、よろしくお願いいたします。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○議題(4) 議案第16号 平成24年度使用国立市特別支援学級教科用図書の採択について

○【佐藤委員長】 続いて、議案第16号、平成24年度使用国立市特別支援学級教科用図書の採択についてを議題といたします。

渡辺学校指導課長、お願いします。

○【渡辺学校指導課長】 平成24年度使用特別支援学級教科用図書調査研究委員会及び審議会の経過についてご説明をいたします。

本年度は、国立市立小中学校の特別支援学級で平成24年度に使用いたします教科用図書につきまして、学校教育法附則第9条及び同施行規則第139条並びに国立市特別支援学級教科用図書採択要項に基づきまして、4月28日に審議会委員の推薦を各学校へ依頼をいたしました。6月2日に第1回目の審議会を開催いたしました。

審議委員の選定につきましては、固定の特別支援学級を設置しております国立第一小学校、国立第三小学校、国立第五小学校、国立第八小学校、国立第一中学校で直接児童・生徒の指導を行っている教員の中から、専門性やこれまでの経験等を総合的に判断し、各学校長よりご推薦をいただきました。

調査研究委員会につきましては、特別支援学級設置校の校長を委員長とし、副校長及び特別支援学級担任を委員として、6月2日から7月1日の間、調査研究をいたしました。

各調査研究委員会においては、児童・生徒の発達状況や調査研究項目に基づき調査研究を行っていただき、その内容を各委員長が調査研究の結果として取りまとめ、7月1日の第2回教科用図書審議会において報告、審議いたしました。さらに、7月19日の審議会において審議を重ね、その結果につきまして本日、審議会委員長の国立第三小学校の中村裕子校長からご報告をいただくことになっております。

○【佐藤委員長】 それでは、審議結果についての報告を求めます。

大変お待たせいたしました。特別支援学級教科用図書審議会委員長の中村裕子国立第三小学校校長、よろしくお願いいたします。

○【中村審議会委員長】 特別支援学級教科用図書審議会の委員長を務めました国立第三小学校校長、中村裕子でございます。よろしくお願いいたします。

特別支援学級教科用図書審議会では、先ほど触れられました小学校4校及び中学校1校に設置されている特別支援学級において、平成24年度に使用いたします教科用図書について、各校の調査研究委員会の報告書をもとに審議してまいりました。その結果につきましては、別紙の一覧表にまとめましたので、ご報告いたします。

本審議会では、児童・生徒の障害が重複化するなど一人一人の児童・生徒の教育的ニーズを十分考慮した教科用図書とするため、検定済み教科書及び附則第9条図書について審議してまいりました。検定済み教科書については、特に児童・生徒の実態に応じて当該学年用の教科書を使用することは適切でない場合は、下学年用の教科書を使用することが適切かどうかについて審議をしてみました。ま

た、附則第9条図書を使用することについては、次の2つの視点から慎重に検討いたしました。

1つ目は、児童・生徒の発達状況に応じた適切な内容になっているかという点でございます。具体的には、可能な限り各領域に係る内容が偏りなく含まれているかどうか、系統的に編集されているかどうか等、児童・生徒にとって理解が容易な内容になっているかなどについて審議いたしました。

また、2つ目として、児童・生徒の障害の特性に応じた構成・分量になっているかという点でございます。特に写真や図、表、グラフ、用語の扱い方、製本の仕方や本の大きさ、目次等についても十分に審議いたしました。

本審議会では、直接児童・生徒を指導するそれぞれの特別支援学級の担任が中心となって構成されているため、個に応じた指導の充実を図ること、個々の児童の実態に応じた授業を構成していくことを大切に、慎重に審議を尽くしてまいりました。

別紙について簡単に説明させていただきます。

まず、国立第一小学校です。国立第一小学校、1ページ目、国語ですが、1年生、2年生は検定本、4年生、それから5年生、6年生については、附則第9条の本を選択しています。ただし、5年生につきましては複数の児童がいますため、1人の生徒については検定本の選択、ほかの児童については附則第9条図書を選択という形になっております。ほかの教科についても、一小ではそのように選択をしてまいりました。

算数につきまして、5年生については、先ほどと同じように検定本の選択と検定本の下学年の選択という形でここでは選択をして、適切な使用ができるように審議してまいりました。

続きまして、国立第三小学校です。国立第三小学校におきましては、検定本の使用が適切であろうと判断し、審議してまいりました。ただし、6年生につきましては、検定本の下学年の検定本を選択しております。

続きまして、国立第五小学校です。国語と算数につきましては、基本的には附則第9条の図書を選択しております。ただし、小学校の算数の6年生につきましては、検定本の下学年の選択となっております。ほかの教科につきましては、検定本を中心に選択しております。

続きまして、国立第八小学校です。1年生につきましては、国語、算数ともに附則第9条の図書を選択しておりますが、ほかの学年につきましては検定本を中心に選択しております。5年生は当該学年ですが、ほかの学年につきましては、下学年の教科書を選択しております。他教科、国語、算数以外の教科につきましては、基本的に検定本を中心に選択しております。

続きまして、国立第一中学校です。国立第一中学校につきましては、発行者につきましては、現在使用している教科書の発行者を括弧書きで記述しております。基本的には、附則第9条の図書を使用する学年と検定本を使用する学年と生徒の実態に合わせて検討して選択させていただきました。

以上をもちまして審議会の報告とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○【佐藤委員長】 報告が終わりました。特別支援学級教科用図書の採択について、審議会の報告も含めましてご質問、ご意見などございましたらお願いします。

中村委員。

○【中村委員】 「中1」と書いてあるところの資料なのですが、検定本については、現在使っている教科書の発行者名が括弧で入っているとおっしゃいました。ということは、これから来年度の教科書については選択をするので、それが決まった上で例えば国立一中の来年の国語の3年生のこの生徒は、今回の採択で決まる予定の検定本の3年生の教科書を使うということですね。

○【佐藤委員長】 渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 先ほど言われたとおりです。

○【中村委員】 それは国立市で選ぶ検定本ということで、ただし、まだどれが採択されるかわからないわけです。それぞれさまざまな特色などを考えながら決めるわけで、教科書のスタイルや紙の質や大きさなども違うものをこれから選ぶのですけれども、どれに決まるにしても国立市の教育委員会で選ぶ検定本ならばこの子は大丈夫であるという、割と大ざっぱな判断をされていると理解していいのでしょうか。

もう1つ言うと、なぜ今、決定に先立って特別支援学級の教科書を決めなければならないのかということ。8月2日に検定本の採択をします。そうしたら、その検定本がこの子にいいのかどうかという判断をして、それがよかったら検定本だし、そうでなければ附則9条本という順序になるのではないのでしょうか。特別支援学級の教科書の採択は毎年やっています。1年1年のその子の発達状況に応じて1年ずつやるわけです。だけれども、まだ検定本のどれを使うか決まっていないうちに、本当に個々に応じた選択がされなければいけない中学生の教科書を、今、決めていいのかというのが根本的な疑問です。なぜ待てないのでしょうかということ。決まってからではいけないのでしょうか。

○【佐藤委員長】 採択の時期についてということですが、いかがでしょうか。

○【米田委員】 ですが、それは去年もやっていましたよね。

○【佐藤委員長】 中村委員。

○【中村委員】 小学校ではそうです。去年もそうだったのですけれども、教科書の採択は頭を絞ってどれがいいか、絵がたくさんあるのがいいのか、本文がしっかりしているのいいのかなど、いろいろ考えて選ぶわけです。小学校で来年次のものを選ぶのだったら、今、使っているものはどうかという観点で選べるのです。けれども今回、中学校用では問題解決型学習など、新しい観点から今までとは性格の違った教科書が選ばれるかもしれない。この子の発達の状況にてらすとどんな教科書が選ばれるにしても検定本がこの子に合っているのだという選択は、個々の発達に応じた丁寧な選択と本当に言えるのだろうかということは、小学校以上に中学校の教科書選択に対しては重要ではないかと思えます。去年も少し納得いかなかったのですけれども、まだ決まっていないうちに検定本でいきますというのは、どんな教科書であれ検定本か附則9条図書なのかという選択だけしかしていないと私には思えます。それでいいのでしょうか。

○【佐藤委員長】 渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 私どもに求められているスケジュールの確認を今後して、今ご指摘いただいた点について改善ができるかどうか検討させていただきますが、審議会等での話し合いの様子からは、そのお子さんが検定本で、全部ではないにしても検定本を用いて学習ができるということを一番身近にいる先生方がご判断をされています。その検定本にいずれにしてもそろえていかないと、あるお子さんは、例えば音楽の授業は交流学級のほうでできるというような状況が生まれてきますので、システム的にもそういうことになっています。ただし、繰り返しになりますが、身近にいる先生が決まった検定本で、このお子さんが活用して、さらに成長を促すことができるというご判断をされたということでお受けいただきたいと思えます。

○【佐藤委員長】 よろしいでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 交流学級などのことがあるので、できれば検定本のほうが良いという判断があると理解してよろしいのでしょうかということが1つと、そうすると交流学級でやることが多い教科と、それがほとんどない教科というのがあります。そのことについて教えていただけますでしょうか。

○【佐藤委員長】 今のお話は例として交流学級が出たのだと思います。各学校でさまざまな状況がありますので、検定本の考え方について、基本的なお話があれば、いかがでしょうか。

渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 さまざまな点がありまして、保護者の強い願いで、できれば通常学級で用いている教科書で学ばせたいと思われる保護者の方もいらっしゃいますし、その子の発達状況に応じた内容で力を伸ばしてほしいと願っていらっしゃる保護者の方もいらっしゃいます。また、生徒側も同じように、みんなが使っている教科書でというお子さんもいらっしゃいますし、自分の課題の状況に応じたものがある附則図書を使ってみたいというお子さんもいらっしゃいますので、一般論的にはなかなか申し上げにくいことですので、個別の話に本当になってしまうところです。

繰り返しになりますが、そのお子さんを身近で今、一番よく見ていらっしゃる先生方が選択をされ、本当に丁寧に時間をかけて選択をされてきていますので、このような形になっているということであります。

以上です。

○【中村委員】 はい。わかりました。

○【佐藤委員長】 よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。

米田委員。

○【米田委員】 9条図書に関して、1,300円など定価が入れてありますが、これは定価ですよ。これは何か意味があるのでしょうか。

例えば五小の家庭科などでは、大月書店の「シリーズ子どもとつくる43針と糸でつくる」で1,600円と入っている。結局は、これを使うということは無償でということですよ。

○【中村審議会委員長】 附則第9条の図書の一覧表の中に定価も入っておりますので、参考としていただけますか。

○【米田委員】 参考なのですね。わかりました。

○【佐藤委員長】 いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

きょうご報告いただいた審議結果報告内容の中に、小学校では検定本より丁寧にゆっくり学べる。あるいはイラスト、豊富な絵、カラー写真、挿絵、短い文体、簡潔な説明という報告がありまして、理解のしやすさにつながると思います。また、系統的な編集であるとか装丁の扱いやすさという視点も明示していただきました。中学校においては、言語活動についての例が豊富である。また、図版や写真が多いなど、生徒の実態に合わせて学習を進めていくことができる報告内容ではないかと思えます。先ほど学校指導課長からも、「身近で一番よく見ていらっしゃる先生方が、調査研究を慎重に進めて報告をいただいた」というお話がありました。

ほかによろしいでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 基本的には日常その子どもたちを教えている先生たちが実際に基づいて選んだとい

うことで、異議を申し上げるつもりはないのです。そして附則9条図書を選ぶにしても、今、佐藤委員長がおっしゃったように、どうしてそれを選ぶのかという理由もはっきりと書いてあって、そのように選ばれたのだと思います。特別支援教育でどれくらい教科書を使うのかということもあると思うのですが、私は、検定本は無償で受け取った上で附則9条図書も使えるということであれば、親御さんたちの「みんなと一緒の教科書」という要望もかなえられるのではないかなと思います。それがかなわない状況では、先生がその子に応じたものを選んでご提案いただいていると思います。

ですが、先ほど質問したのは、教科書をどれにしようかと本当に一生懸命選んでいるときですので、何が選ばれようと検定本であるという、そのことに時期的には疑問を持ったということです。もし今後、検討いただけることであれば、考えていただきたいと思います。

以上です。

○【佐藤委員長】 それでは、採決に入りたいと思います。

皆さんご異議がないようですので、審議結果報告のとおり採択してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第16号、平成24年度使用国立市特別支援学級教科用図書の採択については、審議会の審議結果報告のとおり採択いたしました。

中村校長先生を初め審議会委員の先生方、また調査研究委員会委員の先生方におかれましては、子どもたちの実態に応じた丁寧な、また、熱心なご審議を行っていただきました。大変にありがとうございました。

○【中村審議会委員長】 ありがとうございました。

○【佐藤委員長】 兼松教育次長。

○【兼松教育次長】 委員長。休憩の時間をとっていただきたいのですが、お願いいたします。

○【佐藤委員長】 ここで、休憩をとりたいと思います。議事の再開は4時20分よろしいでしょうか。では、よろしくをお願いいたします。

午後4時14分休憩

午後4時21分再開

○【佐藤委員長】 では、時間になりましたので議事を再開します。

----- ◇ -----
○議題(5) 議案第17号 教育費保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する訓令案について

○【佐藤委員長】 議案第17号、教育費保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する訓令案についてを議題といたします。

渡辺学校指導課長、お願いします。

○【渡辺学校指導課長】 お手元の議案第17号についてご説明を申し上げます。

従来、特別支援学級の宿泊行事につきましては、学校が宿泊費を事前に申請をしまして、前渡金として補助金を渡しておりました。教員が現金を持ち歩くことによる事故を未然防止すること、また、教員の事務処理の軽減を図ることから、通常学級の宿泊行事の補助金と同様の支払の方法にそろえることを目的として要綱を改正するための訓令案でございます。ただし、補助金のうち前渡が必要な部分にかかわる申請につきましては、従来どおり当該行事の実施前申請によって現金支払を可能としております。ご審議を、よろしくをお願いいたします。

○【佐藤委員長】 改正の理由についても丁寧にご説明をいただきました。ご質問、ご意見などございますか。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、採決に入ります。

皆さんご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第17号、教育費保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する訓令案については、可決といたします。



○議題(6) 議案第18号 平成23年度教育費(9月)補正予算案の提出について

○【佐藤委員長】 次に、議案第18号、平成23年度教育費(9月)補正予算案の提出についてを議題といたします。

武川教育庶務課長、お願いします。

○【武川教育庶務課長】 それでは、議案第18号についてご説明いたします。

平成23年度教育費(9月)補正予算案の提出についてでございますが、当議案につきましては、平成23年度教育費につきまして、9月に開催されます国立市議会第3回定例会に補正予算を提出したいので提案するものでございます。

次のページをお開きください。

補正の内容でございますが、まず初めに歳入予算でございます。

19. 諸収入、節2の雑入につきまして1,958万円を増額するものでございます。この増額につきましては、平成22年度市民施設指定管理料の清算金1,330万8,000円のほか、2件の清算金によるものでございます。

教育費歳入につきましては以上の補正でございまして、補正額合計1,958万円を補正計上するものでございます。

次のページをお開きください。歳出にかかわる補正でございます。

項5. 学校給食費、目1. 学校給食費、事務事業、給食センターの管理運営に係る経費、12. 役務費につきまして、28万2,000円を増額補正するものでございます。

こちらは現在、給食食材の放射性物質検査について、例年12月ごろに実施しております13品目分の予算9万6,000円を計上しているところでございますが、3月11日の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故を受け、放射性物質の検査方法を改め、使用頻度の高い食材3品目について毎月実施することとし、7月に検査を実施いたしました。引き続き9月以降毎月検査を実施するために増額するものでございます。

教育費歳出につきましては、以上の補正でございます。補正額合計28万2,000円を補正計上するものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○【佐藤委員長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますか。

米田委員。

○【米田委員】 最初の教育費歳入の補正予算の内訳ですが、市民施設指定管理料の清算ということ

で1,330万円と入っていますけれども、これは毎年この時期になされるということなのでしょうか。次の欄についてもそうですが。

○【佐藤委員長】 小林生涯学習課長、お願いします。

○【小林生涯学習課長】 こちらは、現在は公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団との間の毎年行われている年度協定書というものがあります。その中に平成22年度の管理料の清算ということで、清算終了後、金額が確定した後に清算残金を生じたときには速やかにこれを返納しなければならないという協定によるもので、例年教育委員会へは、7月の定例会に補正予算として計上させていただいているものです。

以上です。

○【米田委員】 はい。ありがとうございました。

○【佐藤委員長】 ほかにはいかがでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 歳出のほうで、食材の放射能検査をより頻繁にやっていくということで28万2,000円の増額ということが記入されています。これぐらいの増額で済むのだったらいいと思うのですが、場合によってはこれ以上必要になるかも知れません。まだ原発事故も収束していないわけですから。放射能の汚染が知らないうちにこういう経路でやっぱりここまで来ていたとか、そういうことがあったときに、これは今後の見通しについての補正予算ですけれども、さらにもっとお金をかけなければならないことになったときにはまた補正予算ということで対応していただけるのか、それは教育委員会の教育費ではなく市の予備費とかそういうところでも対応できるのか、今、余裕を持って補正をしておく必要はないのかということ伺いたいです。

○【佐藤委員長】 村山給食センター所長。

○【村山給食センター所長】 今ご指摘いただいた点でございますけれども、以前にもお話ししましたように、当初は9万6,000円の予算枠がありまして、それを前倒しで、当面1学期の終わりと2学期の初め、7月、9月ということで考えていました。1体1万5,750円でありましたので、3体分ということで当面の措置と考えております。その中で引き続き、強いて言えば10月から3月までの6カ月分を、今までと同様の3品目のケースを想定して、今回補正をお願いしたいと考えてございます。

今ご指摘いただいた、今後どういう状況になるかということもありますので、その際にはその対応として、今おっしゃれたほかの予算のほうから充当したり、また新たに、全く違う品目について、さらに補正という可能性はあるのですが、現行は3品目を毎月実施していきたいという考えでございます。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 よろしいでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 今、もう少し余裕をとっておく必要はなく、必要になったらまたきちんとされるのだということを確認したかったのですけれども、それでいいですか。

○【村山給食センター所長】 はい。今は、先ほどの3品目だけを継続的にということで、考えてございます。

○【佐藤委員長】 確認なのですけれども、当初予算の9万6,000円については、先月、給食センター所長のほうから、比較的放射性物質が濃縮しやすい12品目程度に対して、毎年セシウムについての

検査をしているというお話があったのですが、当初予算はそれについての金額で、今回はそれを実施せずに、別の3品目にと理解してよろしいでしょうか。

村山給食センター所長。

○【村山給食センター所長】 今のところ予算の執行の考え方としましては、小麦粉やカレー粉、コショウなどの12品目につきましては、今回、検査は見送らせていただきまして、早急の対応ということで、食材関係を中心に行っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 わかりました。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、採決に入りたいと思います。

皆さんご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第18号、平成23年度教育費（9月）補正予算案の提出については、可決いたします。



○議題（7） 議案第19号 平成22年度国立市教育委員会活動の点検・評価報告書について

○【佐藤委員長】 次に、議案第19号、平成22年度国立市教育委員会活動の点検・評価報告書についてを議題といたします。

武川教育庶務課長、お願いします。

○【武川教育庶務課長】 それでは、議案第19号、平成22年度国立市教育委員会活動の点検・評価報告書についてご説明申し上げます。

この教育委員会活動の点検・評価報告書は、平成19年6月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員会が効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくために、毎年みずからの権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表することが義務づけられたもので、今回の報告書で4回目の作成となるものでございます。

報告書の作成に当たりましては、これまでいただきましたご意見等を踏まえ、その都度改善を図ってきたところでございまして、報告書の形態が固まってきたところでございます。

各章の取り組み項目の報告形態につきましては、目的、目標、現状・実施状況、達成の評価、今後の課題となっております。

今回作成した報告書での変更点につきましては、各取り組みの現状・実施状況の記載部分の中で、これまでの課題が改善された項目、新たに実施した項目、重要な取り組み項目等の記載につきまして、字体を変え、お読みいただく際に皆様の目にとまるようにしたところでございます。

それでは、お手元の報告書によりまして、今お話しいたしました事項につきましてご説明いたします。大変恐縮でございますが、お手元の報告書（案）の表紙と次のページをおめくりください。目次のページをごらんいただきたいと思います。

ごらんいただいておりますように、第一章「教育委員会活動」から第六章「図書館活動の取り組

み」となっておりまして、昨年と同様となっております。

また、これらの取り組みについての評価につきましては、目次の前のページになりますが、②の部分をごらんください。Aの「大きく前進」からDの「一部後退」までと4段階の評価指標を用いております。こちらにつきましても、昨年度の報告書と同様となっております。

次に、現状・実施状況の記載の変更点でございますが、④に説明文を記載しております。具体的な記載でございますが、恐縮ですが14ページをお開きください。第二章「学校教育活動の取り組み」の1、学校教育の内容の質的向上に向けた取り組み。現状・実施状況中（8）にありますように、他の文章の字体と変えて記載をしております。各取り組みについて同様となっております。

次に、59ページをお開きください。第七章では、点検・評価に関するご意見を3名の学識経験者の方よりいただいております。昨年の報告書までお世話になりました聖徳大学教授の廣嶋憲一郎先生がかわられまして、後任に帝京大学大学院教職研究課准教授、中田正弘先生をお願いをいたしました。なお、報告書の文言につきましては、若干の整理を今後させていただくことがあるかと思っております。ご了承いただければと思います。

説明は以上です。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○【佐藤委員長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見などございましたらお願いします。

中村委員。

○【中村委員】 この評価報告書については、これまでも何回も検討してきておりますので細かいところは別として、最後の63ページの評価を全体として見ると、Aが全然なくて「前進」、あるいは「現状維持」、そして「一部後退」ということになっています。私はそもそもA、B、C、Dということはあまり意味がないと思っています。これは目標に対してどれくらい達成したかということですが、教育という営みは恒常的にきちんと毎年されていくということが基本ですから、会社などでの業績評価のように、毎年それまでより高い目標を書かせて、銀行の複利計算みたいにどんどん苦しくなるようなものは必要ないと思います。ですから今回A、B、C、Dなどという成績表のようなことではなくて、「前進」とか「現状維持」と書かれていることはいいことだと私はと思っています。

この評価のことでは、只野先生が60ページの最後の段落でも、提示された目標を下回ることは必ずしもマイナスとは評価できるものではなくて、問題行動発生件数も「実態の把握を細やかに行った結果」であると指摘されています。このように具体的にどういうことがされたのかが記録に残ることが必要だと思っています。

これは主として来年のことになりますけれども、今回の報告書でも、3月11日のこと、そしてその後の原発事故に関しての記載も必要だと思います。これは今までに取り組んだことのない、目標にもなっていなかったことです。つまり、具体的には「放射能汚染にきちんと対応しましょう」などという目標はなかったわけです。目標に対しての達成度だけではなく、何をしたのか、本当に具体的に有効なことができたかという総括は、これからすることです。目標に対する達成度だけを見るのではなくて、目標になかったこともきちんとやって総括していかなければならない。そのときの1つの大きな視点は、やはり子どもの健康、安全に対する対応をどれくらいきちんとできたかということになると思います。

そういう意味でも、このことについては来年の評価報告書にどれくらいきちんとしたことが書けるのかという観点で、しっかりやっていかなければいけないと思っています。

○【佐藤委員長】 ほかにいかがでしょうか。

米田委員。

○【米田委員】 今、武川課長からご説明がありましたように、現状・実施状況において、課題が改善された項目をゴシックで書いていただいたということで、非常に前よりわかりやすい報告書になっていると思います。そして前進、達成度ということ以外にも、本当は今後の課題というところを重点的に読んでいただくと、今の国立市の教育委員会の状況というのがわかると思います。

最後の七章の点検・評価に関する意見ということも拝見いたしましたけれども、例えば最初の中田先生のご提案だと、これは非常に重要なことであると思ったこととして真ん中あたりに、いわゆる教員研修というものは非常に一生懸命やろうとしているけれども、「人材育成」にかかる指導者の育成ということに関しては、なかなか問題が難しい。幾らいい研修をやって先生を呼んできてお話を伺っても、なかなかそれに対応するような講演をしてくださる先生は割と少ないというようなこともあると思いますので、これは本当に国立市の教育委員会だけの問題ではないですけれども、研修をやる際、指導者をどう選ぶかというようなことも含めて、やはりその点は重要な、研修の際には非常に重要なことだと思えます。

それと一橋大学の只野先生のご意見ですと、現状がより進んだか、それとも「現状維持」かという場合の「現状」とは何かというのが1つよくわからないということで現状の前進が永久にあるわけではなく、今の現状が国立市はどうかということも少しわかるように書いて、「現状維持」でも非常に高い水準なのですよということもあり得ることですし、さらには「前進」したといっても前がひど過ぎたみたいなこともあると思います。例えば今回の場合には、いわゆる評価のところAはないわけですが、去年はAがありました。それは服務規程に関してで、前の前の年が非常に問題があったことでAになっているということがあるわけですから、そういったことも含めて、「前進」「現状維持」の評価の中に国立市の現状ということも少しそれぞれの課で書いていただくとわかりやすくなると思います。

以上です。

○【佐藤委員長】 嵐山委員。

○【嵐山委員】 私は、「前進」という評価が嫌いなのです。「前進」という使命、目標に向かっての突進的な意図がある。会社ではないのですから、何かもっと適当な言葉、かわる言葉を考えてほうがいいのではないかと思います。もっと単純に、例えば「よくできました」ではおかしいですが、「前進」ということが著しく前進というと、会社が利益を上げて、ますます発展して業績を上げるような進軍ラップのような気がして、何かかわる言葉があるのではないですか。

○【佐藤委員長】 評価の中の表現について、ご意見をいただきました。

○【嵐山委員】 「達成」のほうがまだいいと思います。「達成」も少し引っかけますけれども、「前進」よりはいい。

○【佐藤委員長】 是松教育長。

○【是松教育長】 嵐山委員のご指摘は、我々も事務方としては意外とこれでいいのではと思い込んでいたところでのご指摘をいただいて、確かに「前進」という言葉がどうであるのかと吟味する必要があると思っています。教育の向上というのを常に目指しているので、端的に言えば向上したのかというようにところも含めて「向上」という言葉でも置きかえられるのではとふと思ったりしたのですが、確かに安易に「前進」とつけたただけでしたので、これについてはまた来年度に向けて見直しをしていくべきだなと私も思います。

それから中村委員のおっしゃっていただいたことももっともでございます。教育課題へ新たな取り組みは当然出てくるので、それをどのようにやっていくかということ、実はそこについてはいろいろと苦労しまして、第二章の第4項になるのですが、「教育課題への取り組み」というのが24ページにあります。実はここに東日本大震災のことが少し載っているのです。これは3月11日に大震災が起きて3月末までの経過ですから、発災直後の当面の対応だけで、この後、放射能の問題やさまざまな問題が出てくるわけです。そして避難してこられる子どもたちの問題などについても、恐らく来年はここにそれらのことがかなり載ってくるのであらうと思っておりますので、そういうところで、また確認をしていただければと思います。

○【佐藤委員長】 この点検・評価報告書については、まず議会に提出をして、提出とともに市民にも公表するというものです。市議会議員の方々も大変お忙しい、いろいろな資料がある中でぜひ目を通していただきたいので、先ほど武川教育庶務課長のお話にあった字体を変えるなどの工夫は非常によかったですと思います。

私は、でき得ればそれとともに、先ほどすこし教育課題の新たな取り組みというお話が出て、側面は違うのですけれども、例えば18ページの「今後の課題」のところの中央のあたりに、「特別支援教育及び個に応じた教育の推進については、午前のみを試行的開設となっている小学生対象の適応指導教室の本格実施及び中学生対象の適応指導教室のより広い教室の確保を早期に実現することが求められています。また、増員が必要です」とあり、それから本当にごく一部なのですけれども、25ページには「学校ICT教育環境の充実について、学校支援を継続させる必要がある。また、学習支援員の増員も検討している」と。また、教育庶務課に関しては、例えば27ページの「今後の課題」の中央よりやや上に、「今後は、非構造部材の耐震化を早急に取り組まなければなりません」とあります。そこは予算も伴うものなので、ぜひ市議会議員の方々にもご理解をいただきたいので、このあたりも少し強調できるような報告書になれば、さらにいいのではないかと考えています。

また、評価指標の話が毎回出ますが、市議会でも当然アルファベットに注目が集まると思うのですけれども、それとともにぜひ内実にもご理解をいただきたいと思っています。

また、事務局には、点検・評価報告書をまとめていただいてありがとうございました。点検・評価に関する意見ということで先ほど米田委員からもありましたけれども、その中に「評価は次の施策に生かされてこそ価値がある」とありました。それぞれの委員もおっしゃっていましたが、これは点検・評価報告書の大きな目的の1つでもあります。ですので、各課の事業施策に関する中間報告等にもこの評価を生かす場をやはりつくっていくことも必要だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、採決に入ってよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 皆さんご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第19号、平成22年度国立市教育委員会活動の点検・評価報告書については、可決といたします。



○議題(8) その他報告事項 1) 平成22年度学校給食費決算について

○【佐藤委員長】 次に、その他報告事項に移ります。

その他報告事項1、平成22年度学校給食費決算報告について。

村山給食センター所長、お願いします。

○【村山給食センター所長】 それでは、平成22年度学校給食費の決算を報告させていただきます。資料のほうを1枚おめくりいただきまして1ページでございます。

平成22年度学校給食費の収支状況でございます。

まず収入の部でございますが、1番目の現年度給食費は、調定額といたしまして2億2,608万9,622円に対しまして、収入額が2億2,394万5,077円で、未収入額といたしまして214万4,545円、収納率といたしましては99.05%でございます。

2番目の過年度給食費につきましては、平成21年度までの未収入額ということになりますが、調定額が1,073万9,128円に対しまして、後ほど詳細にご説明いたします不納欠損額といたしまして、その合計額が88万4,910円、収入額が178万8,218円、未収入額につきましては、調定額から不納欠損額と収入額を差し引いた額といたしまして806万6,000円でございます。収納率といたしましては、ここでございますように18.15%でございます。

3番目の前年度繰越金につきましては1,332万5,525円で、最後の預金利息でございます雑入といたしまして7,427円、収入額の合計といたしましては2億3,906万6,247円でございます。

続きまして、下段左手の支出でございます。

1番目につきましては、米、パン、麺の主食購入代といたしまして3,658万3,377円。2番目につきましては、肉、魚、野菜、果物等の副食購入代といたしまして1億3,552万891円。3番目につきましては、牛乳購入代といたしまして4,295万95円。最後の調味料購入代といたしまして961万2,224円でございます。合計額といたしましては2億2,466万6,587円でございます。

左側の合計の表でございますが、収入合計から支出合計を差し引いた残額といたしまして1,439万9,660円となりまして、当該金額を平成23年度に繰り越すこととなります。

以上につきましては収支状況の報告となりますが、2ページ以降につきましては、この収支報告に補足するような形の内訳等の資料を添付してございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。2ページにつきましては、小学校におけます学校給食費収支状況でございます。現年度給食費の収入におけます調定額、収納額、未納額と、先ほど支出という部分でご説明いたしました物資支払総額をそれぞれ月別等で表示してございます。

3ページにつきましては、同様に中学校におけるものでございます。

続きまして、4ページでございます。4ページにつきましては、平成22年度の給食費未納額の内訳といたしまして、左手にございます各施設名によりまして、それぞれ世帯数、人数、月数、未納額にそれぞれ整理したもので、金額等につきましては表記のとおりでございます。

続きまして、5ページでございますけれども、5ページにつきましては、小学校におけます主食、牛乳、副食、調味料の物資代金の月別支払の内訳でございます。

同様に6ページでございますが、6ページにつきましては、中学校におけます物資代金月別の支払の内訳でございます。

続きまして、7ページでございますが、7ページにつきましては、過年度給食費の収入におけます調定額、不納欠損額、収入額、未収入額のそれぞれ年度別におけます内訳でございます。

続きまして、8ページでございますが、同様に過年度給食費の未納額を今度は学校別にいたしましたものでございまして、上段の括弧数が人数をあらわしてございまして、下段につきましては金額でござ

います。

続きまして、9ページでございますが、平成22年度の学校給食費を前年度と対比してございます。それぞれ区分といたしましては、調定、収入、未収入、支出、合計を比較してございますが、特に調定の部分でございます現年度の給食費につきましては、これは児童と生徒数の数が影響するというようなことも一面ございます。

また、2段目の過年度給食費の調定額につきましては、不納欠損処理の関係も若干影響するということがございますので、単なる対比している参考資料ということでご確認いただければと思います。その中で特に収入の部分でございます。収入におけます現年度給食費の収納率が、昨年度と比べまして0.22ポイント減少しまして99.05%という結果になりました。また、過年度給食費の収納率が同様に6.45ポイント減少して18.15%という結果に至りましたので、徴収の課題につきましては、これまでも引き続きの課題ということで認識しているところでございますが、さらに前年度と比較しましてポイント的に下がったということは重く受けとめているところでございます。

続きまして、10ページでございます。10ページは、冒頭お話ししました不納欠損処分につきまして、こちらのほうで一部整理をさせていただいてございます。こちらの記書きの下にございますように、平成12年度から平成21年度までの給食費の未納額といたしましては、件数といたしましては287件、額といたしましては895万910円でございます。これまでも行った対応といたしましては、文書や電話による督促や個別徴収等に努めているものではございますけれども、なかなか理解が得られないということで、徴収自体が困難な状況にあるということも一面持ち合わせてございます。

また、これらの給食費の未納されている方々に対しましては、ここにもございますように、当時平成2年の国立市立学校給食センター運営審議会において、これらの取り扱いの関係を審議したという経緯がございます。その審議の結果、納入がなくて10年を超えた方、また、5年を超えて市外に転出された方につきましては、不納欠損処分を行うということで確認されております。

今回このような確認経過に基づきまして、平成23年3月31日付をもって、ここにごございます2番でございますが、件数といたしまして29件、88万4,910円を不納欠損処分したということでございます。

なお、11ページにつきましては、10年を超えた方々の一覧でございます。さらに、12ページにつきましては、5年を超えて市外に転出された方々の一覧でございます。

最後にページは振ってございませませんが、監査報告書を添付しております。ここにごございますように、6月16日に行われました国立市立学校給食センター運営審議会鑑査委員によります監査報告書でございます。

なお、本決算報告につきましては、6月23日に開催されました平成22年度第6回国立市立学校給食センター運営審議会におきまして承認をいただいたところでございます。

報告につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○【佐藤委員長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見などありますか。

よろしいでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 未納額については、引き続き大きな問題だと思っておりますけれども、それでもこの数年間の経過を見ると、給食センターの方々の努力で少しずつですが減ってきているのはよくなりつつあるということだと思います。引き続きよろしくお願したいと思います。もう一点ですが、10年たったら不納欠損処分ができるということで、例えばある人にとっては、子どもが小学校1年生のとき

の未納分が今度大丈夫になって、次の年になると2年生のときの未納分、というようにだんだん未納でためている部分が次々と不納欠損処分されていくわけですね。そういう事情をご存じの方たちが多いかもしれないということでしょうか。つまり、特定の方が長いことこういう状態になっているのか、それともある年は小口だけれどもたくさんの方が未納になっているのか、全体的にいうとどのような傾向になっているのでしょうか。

○【佐藤委員長】 村山給食センター所長。

○【村山給食センター所長】 結局、私どもは今言ったように市内ですと10年、市外は5年というように一定のルールを持っております。ただし、積極的にこういうルールがありますよということ、当然発信はしてございませんので、なるべくそれは努める段階で理解をいただいているという対応をさせていただきます。ただし、そうはいつでも時系列的に年数がたってくれば自動的に不納欠損処分ができ得るということになりますので、今おっしゃられたように傾向的なものというのはなかなか把握しにくいのです。たまたまその年度に多かった部分が年数を経た中で額として大きく処分されたというものはあるかとは思いますが、何かほかの理由で生じているということは、私どもとしては、そういう認識は持っていないのが正直なところでございます。

以上でございます。

○【中村委員】 はい。

○【佐藤委員長】 ほかにいかがでしょうか。

米田委員。

○【米田委員】 最初のところの繰越金ですけれども、ことしは1,439万9,660円あるということで、これを次の年度に繰り越すということになっています。繰越金を見ると、その前の年も大体同じぐらいの金額ということになっていますけれども、繰越金というのは、余ったというよりは、少し安定的に運営する以上はこのくらいは必要ということなのではないでしょうか、それとも毎年こういう形になっているということだけなのではないでしょうか。

○【佐藤委員長】 村山給食センター所長。

○【村山給食センター所長】 今のご指摘でございますが、確かに本来でございましたら食材費に充てるという考えでございますので、当該年度の部分でその部分はきちんと支出していくべきだという考えがあるのは重々認識してございます。ただし、そんな中でやはり未納の部分が出てきたりということもございまして、額は大体この程度ということではないのですけれども、毎年安全性という部分で、1年間実施した中での質・量的なものをやってまいりますと、大体毎年1,300～1,400万円程度の繰越が収支の結果として生じているということでございます。

以上でございます。

○【米田委員】 ありがとうございます。

○【佐藤委員長】 ほかによろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 なければ次に移ります。



○議題(9) その他報告事項 2) 市教委名義使用について

○【佐藤委員長】 その他報告事項2、市教委名義使用について。

小林生涯学習課長、お願いします。

○【小林生涯学習課長】 それでは、平成23年度6月分の後援等名義使用承認一覧をごらんください。先月の7件についてご説明させていただきます。

まず1番目は、三多摩児童養護施設協議会主催の「第18回三多摩児童養護施設ジュニアサッカー大会」でございます。三多摩にある養護施設間の交流とサッカーを通じて児童の心身の健全な育成を図ることを目的としているものです。11チームの参加を予定しており、1チーム当たり3試合できる形で運営されているもので、選手は小学生の男女、試合時間はハーフ5分を挟んだ前半・後半各10分、選手交代に制限はないようです。経費として1施設5,000円の参加費ということなのですが、前回の収支報告を見ますと、ほとんど保険料、審判への謝礼、石灰代でほとんどなくなっているような状況です。こちらのほうの大会につきましては、八王子サッカー協会、三多摩サッカー連盟、国営昭和記念公園からの後援も受けております。

2番目は、一橋大学まちづくりサークルMusia主催の「国立パワージャズ2011」でございます。こちらのイベントは、文化面での地域活性化、大学と地域の連携促進、地域への経済効果創出、地域のネットワーク創出などを目的とした地域を盛り上げるための一大ジャズフェスティバルというものでございます。動員数は毎年約600～650名という報告を受けておりまして、一橋大学の兼松講堂を中心に野外ステージも9カ所設置し、参加と同時に自由にいろいろな音楽を聞くことができるというものです。その際、兼松講堂についてのみお金がかかるのですが、チケットの半券を後日市内の飲食店へ持っていきますと割引を受けることができるという仕組みもあるようです。当日はスタンプラリーや講演会等も予定しています。黒字の場合は、翌年の赤字補てん費としてプールをしておく。赤字の場合は、補てん費で賄う形で運営していくということを聞いております。

3番目は、東京都主催の「平成23年度参加・体験・感動！ふれあいこどもまつり」でございます。子どもたちが芸術についての理解を深め、表現や創造のすばらしさを実感し、人間への興味を育て、文化を生み出す豊かな心と感性を育むことを目的としています。都内6カ所の公立文化施設を拠点に、音楽、人形劇、工作体験、ジャグリングなど、国立市で言いますと芸術小ホールを中心に小学校、保育園、商店街などで実施するものです。

4番目です。エム・オー・エー美術文化財団主催の「MOA美術館国立児童作品展」でございます。「社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成」「自ら学び自ら考える力などの生きる力の育成」などを目的として、次世代を担う子どもたちの創作活動を奨励するものです。小学生を対象とした公募展を行います。毎年、芸術小ホールで展示と表彰式が行われるもので、昨年は150点もの作品が展示されました。また、この作品展は国内405会場で行われ、応募総数は44万5,453点応募があり、各会場での入選以上の作品は、静岡県熱海市で開催予定のMOA美術館全国展に出展されることとなります。

5番目は、村山夏祭り実行委員会主催の「村山夏祭り（第36回障害者地域交流集会）」でございます。障害児・障害者と地域住民の交流を通して、地域福祉の推進と理解を目的として実施する「村山夏祭り」、ことして36回目です。模擬店や地域団体による太鼓、保護者や教員による出し物などが舞台で発表されます。都立村山特別支援学校区7市が後援をしています。

6番目は、くにたち将棋同好会主催の「第4回くにたち将棋大会」でございます。日本の古典文化である将棋を通して、世代間交流を図ることと、将棋の普及を目的としています。初級から有段者まで4つのグループに分け、午前9時から午後5時までに各5局行います。各グループとも入賞者にはトップ棋士の色紙や扇子も用意されているようです。昨年は80名の参加がありました。

最後に、社会福祉法人 国立市社会福祉協議会（子育て部会）主催の「2011夏休み くわがた・かぶとむしの飼い方教室」でございます。夏休みを利用して親子で参加できる体験学習の場を提供することで、児童、家庭福祉の充実を図り、また、自然散策を行うことで児童が地域に興味を持ち、放課後や休日に自主学習・体験学習をするきっかけづくりとなることを目的としています。また、具体的な飼い方のほか、ゲームなどを通じてクワガタやカブトムシの理解を深めるものです。去年は子ども17人、保護者14人、引率者や講師の方12人を含む43人で実施されたものです。

報告は以上になります。よろしくお願いいたします。

○【佐藤委員長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見などございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○【佐藤委員長】 なければ次に移ります。



○議題（10） その他報告事項 3）要望書について

○【佐藤委員長】 その他報告事項3、要望書について。
武川教育庶務課長、お願いします。

○【武川教育庶務課長】 ご要望につきましては、8件いただいております。

改正教育基本法を推進する会、〇〇様より、教育基本法・学校教育法の改正、学習指導要領改訂に伴う教科書採択制度の改善に関するご要望を。

新日本婦人の会国立支部、〇〇〇〇様より、2012年度用中学校教科書採択についてのご要望を。

〇〇〇〇の〇〇様より、平成23年度に採択される歴史教科書及び公民教科書に関するご要望を。

子どもの権利条約を読む会、〇〇様より、教科書採択に関するご要望を。

国立の教育を守る市民連絡会、代表遠藤様より、育鵬社版、自由社版の社会科教科書を採択しないことを求めるご要望を。

国立市の教科書採択を考える会、佐々木様ほか65名様より、育鵬社版、自由社版の社会科教科書を採択しないことを求めるご要望を。

〇〇〇〇〇〇の〇〇様より、子どもたちの被曝量低減を行うことを求めるご要望を。

子どもたちが主催者の社会科教育を求める会、〇〇〇〇様より、教育委員長の佐藤路子氏に対し、慎重な発言を求めるご要望をいただいております。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見などございますか。
中村委員。

○【中村委員】 要望書については、きちんと受けとめてある程度議論をするということが通例となっていますので、幾つか意見を申し上げたいと思います。

教科書採択についての要望は、先ほどは陳情ということで採択するかしないかということをお求められたものでしたので、特定の教科書を採択しないでくださいということについて採択をすることはできないと意見を申し上げました。それとは別に、要望書にももちろんこれを採択しないでくださいというはっきりした要望もあります。そのことについては、8月2日の採択のところで私たちがなりの見解及び結論を出したいと思います。

一番最初の「改正教育基本法を推進する会」から出していただいた要望書ですが、①番、各々の教

教科書の調査研究を行うことという要望なのですが、きょうの教育委員会では調査研究を経た報告書が出されています。調査研究をこのような趣旨でという要望でしたらば、4月や5月のときから要望されたほうがよかったかと思えます。

子どもの権利条約についてですが、「子どもの権利条約を読む会」からの要望も出ています。中学校の教科書では「家庭」と「公民」で子どもの権利条約のことが取り上げられています。それらを読み比べますと、子どもの権利条約についての扱い方も、非常に形式的なものもあれば、その内容を本当に子どもに伝えたいという編集方針がよみとれるものもあります。児童の権利条約という政府訳をそのまま載せているところもあれば、子どもというのは18歳未満のことで、それには中学生も入るのですよということを述べている教科書などさまざまです。私は、子どもの権利条約は中学生がそれを守られる人々であるのだということを書いてある教科書を高く評価しています。

教科書についての意見を少し交流した後で、一番最初の教育長報告の放射能対策でどんなことをしているかということが報告されましたけれども、被曝量低減については、改めてこの要望について、これは既にしているとか、これは課題であるとか、それをまとめて言っていただければいいのではないかと考えています。

以上です。

○【佐藤委員長】 ほかにいかがでしょうか。

主に教科書採択についてのご意見が、今ありましたけれども。

ほかにいかがでしょうか。

米田委員。

○【米田委員】 今回、教科書採択について、かなりの要望書が集まっております。教育基本法・学習指導要領の改訂に伴って、これらの報告に基づいた教科書を選んでもらいたいという要望もありますし、現場の先生の意見を尊重してくださいということもあります。そして特定の教科書を採用しないでくださいということもありますし、教科書採択に関してのこれらの要望書については、しっかり読ませていただいて、さらに教科書採択に関しては、市民の方からのアンケートというものもたくさんありますので、教育委員会で採択する際の基本的な市民の方の要望ということで考えて採択していきたいと思っておりますので、今回一つ一つの教科書の要望書について、これは問題がありますとか、これは意味がありませんとか、これはいいことですなどと言うことはいたしません。8月2日の教科書採択のときにそれは申し上げようと思えます。

被曝量低減を行うことを求める要望書ということで、現在、国立市でやっていることにプラスして要望書で取り上げられていることがあれば、それは取り上げる必要があると思いますが、ここは要望事項として、子どもたちが生活する場、学校、公園、そのほかのところで放射線量の測定をしてください。これは今2回目をして、これからも定期的にするということで、もちろん今回もしているということで、この要望のことは実施しているということがあります。

あと年間被曝量が1ミリシーベルトを超える可能性のある場合は、これはまだ今のところは可能性がないけれども、もし、そういう可能性があれば被曝の低減策ということをやっていただきたいということなので、これは少しまだ可能性としてあるかもしれないですし、ないかもしれませんが、ある場合にはやっていただきたいということであると思えます。

給食、これは可能な限りの放射性物質の不検出の食材を使用するというので、これは給食センターで産地で検査をしているものも含めて、国立市でも3種類を1カ月1回必ず検査するというので

すので、国立市ができることとしては、このくらいであると思います。もともと牛肉を使っていないということで、牛肉に関しては問題ないと思います。

それからプールに関しては専門の機関で検査をしていただいているので、そういうことであれば問題はないかと思えます。そういうことで要望書の中でかなりやっている部分もありますし、将来の可能性としてこういうこともあるということが要望されていますので、それに関しては万が一そういうことがあった場合には、実行していくということが必要だ。被曝低減策を行うことが必要ではないかと思えます。

以上です。

○【佐藤委員長】 教科用図書の採択についての要望書をすべて目を通させていただきました。市民から寄せられた意見とともに、ご意見、ご要望があったということ参考にして採択に臨みたいと思えます。

また、被曝量低減についてですが、1つお伺いしたいのですけれども、先月、給食センター所長から、食材とともに洗浄・加熱の徹底をしているというお話がありました。大切なことだと思います。そこでお伺いしたいのですが、老朽化していると言われる中で、設備や機能に関して早急に手を加えなければいけないというような実態は今はないと考えてよろしいのでしょうか、洗浄や加熱ということも踏まえて、お願いします。

村山給食センター所長。

○【村山給食センター所長】 今、給食を提供している調理の部分につきましては、確かに施設の老朽化ということがございますが、そのあたりの衛生的な調理ということにつきましては、特に問題ないということがございます。ただし、最新のセンターの設備と比べるとということは当然出てまいります。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 わかりました。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 教育長からもう1回確認していただきたいのですけれども、子どもたちの被曝量低減を行うことを求める要望書は、6月22日に提出されているので、それから既に1カ月たっています。この1カ月の間に1番、3番、4番はされていると答えることができるかどうかの確認です。

プールの場合には、この前の定例会だったと思うのですが、測定をして、その結果をホームページや市報などで公開していく、インターネットなどを見ない人たちには、学校も休みになるのでどうするかと質問したときに、学校のプール開放を含めて学校に測定数値を張り出すということでした。そのことについても、もう1回確認していただけたらと思えます。プールについては、この1カ月の間の取り組みと今後の取り組みについても確認をさせてください。

○【佐藤委員長】 プール開放も含めた取り組みについて。

兼松教育次長、お願いします。

○【兼松教育次長】 今ご質問ありました子どもたちの被曝量低減についてということですが、1番の要望の中にごございます、子どもたちが生活している場の放射線量の測定ということでございますが、学校以外は環境保全課がメインでやっております、市のホームページに載っております測定地点によりますと50カ所です。小中学校、公園、それから無認可の施設、私立の幼稚園、保育園、小学校、

中学校等50カ所を測定を行っております。要望いただいております中で年間被曝量が1ミリシーベルトというご指摘がございましたけれども、50カ所やった中で非常に高い値が出ているところは、国立三中で1回目で0.5という、トータルにしますと、年間で0.58というのが出ております。それ以外で言いますと、さくらっこ保育園、ロータリーのところ、駅前にある保育園ですが、そこは結構高い数字が出ていまして、年間にしますと2マイクロシーベルトというのが出ています。全体としては1ミリシーベルトを超えないということではあるのですけれども、今の測定数値については、ホームページ等で随時やっておりますので、公開をしていくということで原則的にやっております。

それから先ほどの給食の関係ですけれども、もともとの給食の放射能測定というのをチェルノブイリの事故がもとでしたから、チェルノブイリに関係したチーズであったり南西のヨーロッパから入ってきたようなものについて、11月から12月にかけて13品目行っていたということは、今でも続けてございます。皆さんの不安もございまして、むしろ日常的に食材として使う野菜を7月から3種類ずつチェックをしております、今後は食材を変えて、なるべく原発に近いところからの食材、茨城県や群馬県や栃木県など、周辺のところをなるべく、それでなおかつ自治体や県が調査していないところをピンポイントでできるだけチェックをしていきたいと思っております。

それから4番については、11カ所既に測定しておりますが、それ以外にきのう2カ所、市民開放する予定のプールをやっております、市民開放する1週間前にチェックをするということで、今後また2カ所、全体で4カ所を市民開放する予定になっておりますので、その4カ所について測定し、1週間以内に測定結果が出ますので、それを掲示させていただく予定であります。

そして子どもたちが使うということに際して、9月の学校が始まる前に、やはり11カ所すべての測定を行って、こちら公開をしていくようにと思っております。

以上です。

○【佐藤委員長】 さまざまご説明いただきました。よろしいですか。

中村委員。

○【中村委員】 先ほど1番について、50カ所のデータをホームページには出しているということでしたけれども、やはりインターネットを使っている人ばかりではないし、市報でも載せるとしても、いつも手元にあるとは限りません。例えば、市役所の前の掲示板などに表を張るなどということもされているのでしょうか。もし、されていなかったら、そういうことも必要ではないかと思えます。ホームページを見ない人にはどういう形で、知らされる状況になっているのでしょうか。

とにかく、ホームページを見ない人もここに来れば見られるという場所があってもいいと思えます。市役所の中のロビーでもいいですが、そういうところはあるのではないかと思います。

○【是松教育長】 市報が一番ではないでしょうか。こちらに来られない方だって、たくさんいますので。

○【佐藤委員長】 兼松教育次長。

○【兼松教育次長】 産業振興課が行っている農産物の測定数値につきましては、実は3階の産業振興課の前に掲示がしてあります。今、中村委員ご指摘の50カ所についての掲示というのは、窓口が環境保全課になっておまして、私が見た限りではそこには特に掲示はしてありませんので、市報には出してありますけれども、どういった掲示の仕方があるのか、環境保全課とも協議して、できるだけ目につくところに、かつての計画停電のときにさまざまな掲示をしたように、市役所のある場所に掲示ができないか協議をしたいと思えます。

○【佐藤委員長】 よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにはいかがでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 しつこいようですが、先ほど補正予算のときに、もちろん賛成しましたけれども、上限を決めるわけではなくて、必要なときにはさらにお金をかけることはできるということでした。つまり補正予算で28万円アップしましたが、またいろいろ必要や要望が出てきたときに、予算がないからできませんということのないようにしていただきたいというのが私の要望です。

○【佐藤委員長】 ほかに、要望書に関してはよろしいでしょうか。

最後の要望書につきましては、これからも定例会が、各委員それぞれの経験や知識を生かしながら、事務局と心を合わせて、国立市の教育の向上のために前向きに話し合う場となるように、これからも一層の努力をしていきたいと思っております。

ほかになければ。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 では、なければ、本日の審議案件はすべて終了しました。

ここで、次回の教育委員会の日程を決めておきます。どのようにになりますか。

兼松教育次長。

○【兼松教育次長】 次回の教育委員会でございますが、先ほど来議論されております件、8月2日の火曜日、午後2時から、国立市役所の3階の第1・第2会議室において臨時会を開催して、平成24年度使用の中学校教科書の採択について審議を行います。

また、8月の定例会につきましては、8月23日火曜日、午後2時から、会場はこれまでどおり教育委員室で開催させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○【佐藤委員長】 それでは、次回の教育委員会は8月2日火曜日、午後2時から、国立市役所3階第1・第2会議室において臨時会を開催し、平成24年度使用の中学校の教科用図書の採択について審議を行うことといたします。

また、定例会については、8月23日火曜日、午後2時から、会場は教育委員室で開催することといたします。

傍聴の皆様、お暑い中、ご苦労さまでした。

午後5時35分閉会